

当初：令和8年3月

変更：

小値賀町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

長崎県北松浦郡小値賀町

目 次

1. 基本的な事項

(1) 小値賀町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 小値賀町行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	9
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

持続的発展施策区分

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
2 産業の振興	14
3 地域における情報化	26
4 交通施設の整備、交通手段の確保	28
5 生活環境の整備	31
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	34
7 医療の確保	38
8 教育の振興	41
9 集落の整備	44
10 地域文化の振興等	45
11 再生可能エネルギーの利用の推進	48
12 過疎地域持続的発展特別事業分	49

小値賀町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 小値賀町の概況

本町は、長崎県五島列島の北端部に位置する離島で、総面積 25.53 k m²（本島 12.23 k m² 属島 13.30 k m²）で、小値賀島を中心に周囲に散在する 17 の島からなっている。

地形は、平坦で複雑な海岸線がおりなす美しい自然に恵まれており、島全体の約 74% が西海国立公園の指定を受けている。また、「日本で最も美しい村」連合に長崎県で唯一加盟している町である。

気温は、対馬海流の影響で、温暖で寒暖の差も少なく年平均気温 17 度前後で、風は、本土と比較して強く、これに伴う潮風も強い。特に、冬期における北西からの季節風は強烈である。

歴史的には、藩制時代は平戸藩松浦家の所領であり、廃藩置県後、笛吹・前方・柳の三村に分かれて自治制が敷かれていたが、大正 15 年に三村合併して小値賀村となり、昭和 15 年に町制を施行、令和 2 年には町制施行 80 周年を迎えた。

立地的特性として本町は、佐世保市から航路距離 90km の位置にあり、航路については、小値賀港と佐世保港、宇久港の 3 港が、カーフェリーにより本土と結ばれている。また、上記 3 港と有川港が高速船により本土と結ばれている。所要時間は、航路に応じ、カーフェリーで 2 時間 30 分～3 時間、高速船で 1 時間 25 分～2 時間 10 分を要する。

航空路は、昭和 60 年 12 月から長崎航空の定期便が就航し、本土との時間的距離が大幅に短縮されたが、台風等の強風時や雨天等の悪天候時には欠航が多く、搭乗率も低かったことから、採算性の問題により平成 18 年 4 月に路線が廃止された。住民はもちろん、来町者にとっても非常に不便であり、離島の閉塞感を感じている。

近年、観光の産業化へ向けた取組みを展開している中、本町へのアクセスとしての航空路線は、必要不可欠なものと捉えており、また、高齢者対策や救急医療等の観点からも定期路線の復活が望まれている。

また、本町は、以前 8 つの島に常住者がいたが、昭和 46 年度の集落整備により藪路木島が無人島になり、黒島は昭和 47 年 3 月に、斑島は昭和 53 年 10 月に、それぞれ架橋建設により本島と結ばれたものの、他に 4 つの島に常住者がいるため、他市町村に比べて特別の経費を要する等、行政上常に複雑な問題を抱えている。

基幹産業は、農業・漁業の第 1 次産業であるが、国際化の進展や社会環境の変化の中、後継者不足で厳しい状況となっている。しかし、第 1 次産業は食料を供給する基幹的な業種であり、将来にわたって必要な分野である。この第 1 次産業を収益性のある魅力的なものにする工夫が重要であり、町内各産業が連携を図り、後継者や関連雇用が生まれるようにしていく必要がある。

耕地面積が狭い農業、小型船の沿岸漁業、就業人口が少ないなど、本町の持つ制約条件を考えれば、少量多品種の生産物をどのようにして付加価値を高めるかということが重要な課題となっている。また、農道や漁港等のインフラは、計画的な長寿命化、更新が必要である。

農業は、安価な輸入作物との競合等による生産物の価格競争の激化、後継者不足による従事者の減少と高齢化等の問題を抱えている。本町の場合は、離島であるために季節風の影響を受けやすい環境にあるが、平成 29 年度から深刻化した松枯れにより防風林が消失し、さらに台風等の自然災害の影響を受けやすい環境になっている。また、海上輸送費等の経費の増や輸送時間の制約等が加わり、本土部に比べ、より厳しい経営環境にある。

平成元年度から平成 15 年度にかけて畑地帯総合整備事業を実施し、農業基盤の整備を図り、実エンドウやアスパラガス等の収益性の高い施設作物の推進、ブロッコリー等の生産性の高い露地作物の導入等を推進し、経営の安定合理化を進めてきた。平成 12 年度には小値賀町担い手公社を設立し、農業後継者の確保育成に努めている。こうした状況の中、地域農業の将来の在り方を共有する計画である「地域計画」を、本町全体をひとつの地域として作成し、地域と共に、小値賀町の農業、集落環境の将来の姿を見据えて、地域農業の担い手である新規就農者や地域の中心となる経営体への農地集積等の支援を進めている。

一方、イノシシやカラスによる農作物被害が深刻化してきており、その対策が課題となっている。

漁業は、かつてのアワビやイサキの漁獲量に代表されるように「漁場の中に島がある」と言えるほど、沿岸漁業に適した豊かな漁場に恵まれ、漁業の発展が永く町の経済を支えてきた。しかし近年は、藻場の衰退等による漁場環境の悪化、魚価の低迷、燃油の高騰による経費の増加等により、後継者不足がさらに深刻化しており、従事者の減少と高齢化を招いている。対策として、各種種苗の放流や漁場監視、藻場の再生活動等の資源保護や漁場環境の保全、漁場の造成や鮮魚運搬船の改造、漁船保全修理施設の改修、漁港整備等、生産環境の改善にも積極的に努め、燃油補助や海上輸送コスト支援も行っている。さらに、安価な魚種や未利用・低利用の水産物を活用するための水産加工施設の整備や担い手確保施策の拡充に取り組んでいるが、厳しい状況が改善されるまでには至っていない。今後は、前述した各種振興策に加え、漁業と海洋レジャー（観光ダイビング等）との調和や新たな海業の創出を推進することにより、町外との交流を促進し、地域の活性化を目指す。

商工業は、食料品・日用雑貨品等の小売業、サービス業が主であり、規模が零細で、その販路は、ほぼ町内に限られている。基幹産業である農漁業の不振の長期化やインターネット等、情報通信手段の発達により、町内の消費規模が縮小し、一部の地区では経営者の高齢化による食料品店の廃業など、買い物環境の利便性低下を招いている。

一方で、国境離島交付金による雇用機会拡充事業等を活用し、地域のニーズにマッチした起業や事業拡大が進んでおり、経営の新陳代謝が少しずつ進んでいる。

そういった動きを後押しし、さらに促進させるため、商工会を中心に町内外の関係機関と連携して、相談窓口のワンストップ化や空き店舗のマッチング、起業セミナーの開催等、創業支援体制の強化を図っている。

観光業は、NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会を中心に、野崎島自然学塾村、民泊（農林漁業体験民宿）、古民家ステイを軸として滞在型観光に取り組んでいる。民泊事業では、個人・家族単位の少人数旅行から教育旅行等まで幅広く受け入れている。「野崎島の集落跡」が構成資産のひとつとなっている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が平成 30 年 7 月に世界文化遺産に登録されたことで観光客数は一定増加したが、新型コ

コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、観光分野は大きな打撃を受けることとなった。コロナ収束後は旧野首教会の修復工事が令和 7 年度に完了、少しずつ観光客が戻ってくるのが期待される中で、観光施設、地元の生活環境を維持しながら持続可能な観光の在り方を確立する必要がある。

教育の振興としては、平成 20 年度から本町の特色を活かした小中高一貫教育をスタートしている。また、令和 2 年 4 月からは町外からの児童生徒を受入れる、ふるさと（離島）留学制度に取り組んでいる。留学生の受入施設として寮建設を令和 3 年度に行い、令和 7 年度に既存の別施設を新規男性用寮として整備するなど、受入体制の構築を図っている。

スポーツ・レクリエーション施設は、平成 5 年度「若者定住促進等緊急プロジェクト事業」の採択を受け、5 か年をかけてテニスコート、総合体育館、多目的グラウンド、相撲場、ふれあい広場、若者交流センターからなる総合運動公園の整備を行った。その施設も整備後 30 年を経過し、施設の老朽化が進行しており改修事業等が必要な時期を迎えている。

また、中央公民館の役割を担い、教育委員会事務局も入っている離島開発総合センターは昭和 50 年の整備後 50 年を経過し、施設の老朽化が進行しており、改修や建て替えが必要な時期を迎えている。

医療機関は、令和 4 年度に完成した 8 床の入院施設を有する町立診療所及び民間の薬局の 2 箇所である。診療所医師は、内科医が 2 名で、臨時に専門医を月 1 回程度島外から招聘することで、いくつかの専門外来を設け、医療の充実を図っている。

陸上交通においては、第 3 セクターである小値賀交通（株）1 社が一般乗合旅客運送を行っているほか、公共交通空白地有償運送を行う事業者が 1 社あるが、人件費の高騰、利用者の減等に伴い令和 8 年度から車両を小型化し、予約型（デマンド化）に移行することで経営改善を図る。また海上交通は、本島と属島との間に町営交通船 2 隻が生活航路として運航している。

生活環境は、浄水施設として簡易水道が 100% 普及している。また、汚水処理については、中心部は、特定環境保全公共下水道、農家集落は、農業集落排水事業、漁業集落は、漁業集落排水事業、点在する集落においては、市町村設置型合併浄化槽事業を活用し、ほぼ全域が汚水処理可能区域となっており、現在の水洗化率は、85.15% である。

し尿・可燃ごみについては、民間業者により収集し、町が直営している最終処分場・焼却場で処理を行っていたが、焼却場の老朽化が著しく、令和 4 年度から新上五島町へ可燃ごみを島外搬出している。

その他の施設は、福祉施設として地域福祉センター・特別養護老人ホーム・認知症対応グループホーム・高齢者生活福祉センター（たんぼぼ荘）などが整備されている。

これまで、過疎地域対策緊急措置法・過疎地域振興特別措置法・過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法を活用し、交通通信・教育文化・生活環境・産業基盤等を整備してきた。財政的な恩恵もありハードの部分はかなり整備されてきたが、過疎化に伴う人口減少はいまだ続いている。

過疎化が続く中で、本町が持つ潜在的な魅力、豊かで恵まれた自然環境や歴史・生活文化を継承しつつ、住民が自然との共生の中で、健康で生きがいに満ちた生活を過ごすことが出来る、そういう地域づくりを進めていく。そのことが、外から見て魅力的に映り、こ

の島を訪れる人を魅了し、これからの小値賀町を支える応援団的な存在（小値賀ファン）として、地域産業を活性化させるような波及効果を産み出し、本町が「小さくても輝く町」、「小さいからこそ輝く町」として持続していくために本計画を策定する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

人口は、令和2年の国勢調査では2,288人となった。

昭和55年の国勢調査では5,684人であった人口が、この40年間で3,396人・75.1%の減少となっている。一方65歳以上の人口は、昭和55年の835人に対し、令和2年は1,162人で327人・39.2%増加している。高齢者比率では、昭和55年の14.7%に対し、令和2年は50.8%と調査毎に上昇している。これに対し若年者比率は、昭和55年の17.4%から令和2年の4.7%まで低下している。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 5,684	人 4,651	% △18.2	人 3,268	% △29.7	人 2,560	% △21.7	人 2,288	% △10.6
0歳～14歳	1,281	988	△22.9	358	△63.8	229	△36.0	196	△14.4
15歳～64歳	3,568	2,640	△26.0	1,631	△38.2	1,162	△28.8	930	△20.0
うち15歳～29歳(a)	991	431	△56.5	271	△37.1	150	△44.6	107	△28.7
65歳以上(b)	835	1,023	22.5	1,279	25.0	1,169	△8.6	1,162	△0.6
(a)/総数 若年者比率(%)	17.4	9.3	—	8.3	—	5.9	—	4.7	—
(b)/総数 高齢者比(%)	14.7	22.0	—	39.1	—	45.7	—	50.8	—

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成22年3月31日		平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 2,905	—	人 2,641	—	% △9.1	人 2,336	—	% △11.6	人 2,054	—	% △12.1
男	1,335	% 46.0	1,211	% 45.9	△9.3	1,078	% 46.1	△11.0	966	% 47.0	△10.4
女	1,570	% 54.0	1,430	% 54.1	△8.9	1,258	% 53.9	△12.0	1,088	% 53.0	△13.5

表 1-1(3) 人口の見通し（小値賀町人口ビジョン<改訂版>）

	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年	令和 32 年
総数	1,974	1,691	1,444	1,233	1,043	889
15 歳未満	194	183	195	195	195	195
15～64 歳	713	601	498	426	356	271
65 歳以上	1,067	907	751	612	492	423

表 1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 2,545	人 2,004	% △21.3	人 1,559	% △22.2	人 1,211	% △22.3	人 1,119	% △7.6
第 1 次産業 就業人口比率	% 53.6	% 48.2	—	% 40.3	—	% 32.7	—	% 28.8	—
第 2 次産業 就業人口比率	% 11.1	% 10.7	—	% 8.5	—	% 8.5	—	% 9.0	—
第 3 次産業 就業人口比率	% 35.3	% 41.1	—	% 51.2	—	% 58.8	—	% 62.2	—

産業別人口については、第 1 次産業の農漁業の不振や厳しい経営環境のため新規就業者が少なく、後継者不足となっている一方で、安定的な収入を求めて第 3 次産業へ移行している傾向にある。

(3) 小値賀町行財政の状況

本町は、外海型の独立した島嶼地域であり、島内で全てが完結するような生活環境を整備しなければならず、合わせて本島以外に 4 つの有人島を有し、その連絡調整や一体化のために特別な財政需要を抱えている。

加えて、経済・社会環境や国の施策が変化する中、少子高齢化がますます深刻化する本町において、高齢者対策や交流人口の増加、移住定住のための施策、農漁業の活性化・後継者対策など、行政が抱える課題は、非常に困難で複雑かつ多岐にわたる。

今後、本町はこれらの課題に対して、一つひとつ解決するため、地域が一体となって取り組む必要がある。

本町は、継続的かつ積極的な行財政改革に取組み一定の成果を上げているが、近年、農林水産業の低迷と就業者の後継者不足、高齢化の進行が依然として続いており、離島という厳しい条件の下、自主財源は年々減少しており、主要財源を地方交付税、国・県の補助に依存しているのが本町財政の現状である。

表 1-2(1) 小値賀町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳入総額 A	3,106,360	4,177,772	4,290,568
●一般財源	2,066,100	2,450,406	2,178,729
●国庫支出金	267,501	630,444	423,067
●都道府県支出金	236,784	467,301	210,167
●地方債	227,079	306,173	587,134
うち過疎対策事業債	108,900	169,296	391,800
●その他	308,896	323,398	891,471
歳出総額 B	2,903,104	3,906,176	4,082,801
○義務的経費	1,096,452	1,207,112	1,402,161
○投資的経費	311,342	756,364	842,095
うち普通建設事業	311,342	740,359	820,637
○その他	1,495,310	1,942,700	1,838,545
過疎対策事業費	219,823	159,925	267,679
歳入歳出差引額 C (A-B)	203,256	271,546	207,767
翌年度へ繰越すべき財源 D	97,684	157,129	90,739
実質収支 C-D	105,572	114,417	117,028
財政力指数	0.10	0.10	0.10
公債費負担比	3.0	9.8	10.0
実質公債費比	8.2	7.0	9.3
起債制限比率	3.1	4.5	4.9
経常収支比率	75.0	81.6	84.6
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	3,147,253	3,531,978	3,625,783

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	5.1	7.3	16.7	18.4	18.5
舗装率 (%)	46.9	71.9	75.0	76.5	76.7
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	44.0	43.1	41.7	43.0	65.6
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	0.00	0.00	4.7	61.5	78.9
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	3.9	4.2	4.5	5.7	7.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

グローバル化が進む中、人類の生存を支える基盤である資源の枯渇、地球温暖化の影響による環境の変化、食料不足といった問題が地球規模で深刻な時代となっている。

大量生産・大量消費の経済社会のあり方が問い直され、多様化する個人の価値観やライフスタイルまでもが変貌しつつある。ライフスタイルの変化を背景に、近年では自然とのふれあいや地域文化を大切にしたいという意識が広がりつつある。過疎地域等の豊かな自然環境や集落のたたずまい、地域独自の生活文化・伝統行事が醸し出す魅力は、そこに暮らす人々に安らぎと充足感をもたらし、生活に潤いと季節感を与えるとともに、都市に暮らす人々にとっても、かけがえのない日本の原風景として懐かしさや癒しの空間として認識され、多様化するライフスタイルを実現する場となっている。

しかしながら、急速な高齢化と少子化、社会のグローバル化が進む中で、過疎地域においては、地域景観も含めた文化や伝統の保存・継承が困難になってきている。

本町では、これまで生活の改善という観点から、産業基盤、生活環境、保健・医療・福祉、教育など様々な分野で総合的な過疎対策を講じてきた。これからの本町のあり方を考えるとき、前述のような時代背景にあって、住んでいる人たちが生き生きと輝き、生きがいを感じながら生活し、地域住民が住み良い町であり続け、そのことが他地域から魅力的に映り、小値賀町に「訪れたい！」と思ってもらえるようなまちづくりを展開することが大切であろう。そのためには、本町に暮らす全ての人たちが自らの地域に自信と誇りを持ち、外部との交流や子育て支援をはじめ、少子化対策、教育の充実等を積極的に推進するほか、地域にある資源を改めて見直し、それらを活用して産業化を図り、住民と行政が一体となって、その実現に向けた協働のまちづくりに取り組むことが重要である。

過疎対策として総務省が制度設計した地域おこし協力隊制度などを有効に活用し、外部からの若い人材と一体となって、地域の活性化や産業振興を図っていく必要がある。

特に外海型島嶼である本町においては、逆境をチャンスと捉え、前向きな発想と斬新なアイデアで地域独自のまちづくりを展開する必要がある。

そこで、本町における過疎対策のあり方として次の5点を挙げる。

- ① 住み良いまちづくり
- ② 健康で明るいまちづくり
- ③ 活気と希望のまちづくり
- ④ 豊かな教育と文化のまちづくり
- ⑤ 持続可能なまちづくり

本町においては、過疎対策事業をはじめ、種々な補助事業等の展開により、産業基盤の整備拡充・生活環境・交通通信体系の整備等、人々の定住と町の活性化のための努力を続けているが、人口流出に伴う若年者比率の低下と高齢者比率の上昇は依然として進み、地域の活力・生産力、地域経済の低下が深刻な問題となっている。また離島という地理的・社会経済的に極めて厳しい条件下にあるため、今なお本土との格差は依然として縮まらないのが実情であり、過疎を脱却し、町の持続的発展を図るためには課題が山積している。

これまでに、高齢者の福祉とその他の福祉の増進のための施設として、特別養護老人ホーム、地域福祉センター、高齢者生活福祉センター、町立図書館などの整備を図り、また、生活環境関連施設として、ごみ焼却場・し尿処理場・葬斎場・排ガス高度処理施設整

備・簡易水道施設の改修工事・小値賀町全域の下水処理施設、公営住宅などを整備した。教育文化施設としては、町立こども園・総合運動公園・若者交流センターの整備などがある。その他に交通通信体系の整備として、高齢者にも優しいノンステップバスを購入、また、小値賀港新ターミナルにボーディングブリッジを整備した。これらの施設の整備により、子どもから高齢者までが安心して健やかに生活できる環境を構築し、UIターン者等の増加により町の活性化を図るとともに、体験型観光の推進等により都市住民との交流を活発化させてきた。

今後も、本町の歴史的な特性や恵まれた自然環境を有効に活かしつつ、地産地消をベースとした効果的な産業振興を推進し、住民が住んでよかったと感ずることのできる、定住しやすい環境の整備促進が必要である。そして、地球環境にも配慮したライフスタイルの実践を推進し、町外から何度も訪れたいくなるような「小さくても輝く町」、「日本で最も美しい村」加盟町としてのまちづくりのための総合的な取組みを推進して行かなければならないと考えている。

農業・漁業の第1次産業は、永く本町の経済を支えてきた基幹産業である。外海の小規模離島で、交通条件も極めて不利な地域性を考えると、町の活力を回復するには、第1次産業の活性化が不可欠である。この第1次産業を収益性のある魅力あるものにしていくことが重要であり、町内産業が連携を図り、地域資源を活かした施策の展開を図る中で、関連雇用や新たな起業が生まれるという好循環を作り出すことを目指す。

観光の振興については、近年の生活環境の変化に伴い、本格的な余暇の時代やふるさと回帰の時代の到来が言われる中において、観光に対するニーズも多様化している現状に鑑み、本町の特性である豊かな農林水産資源、美しい自然景観、特色ある文化的景観を活かしながら、新しい生活様式に十分に配慮し、小値賀町ならではのオンリーワンを目指した体験型観光の充実を図る。

本町の住民が安全で安心してこの島で生活できるように、関係機関が協力して地域のすみずみまで行きわたるような目配りによる福祉のサービスを展開する。併せて「子は地域の宝」の信念のもと、本町の将来を担う子ども達のために、安全・安心な出産・育児環境を子育て世帯へ提供する。住民の健康増進と離島過疎地域での安心した定住を推進するため、町内唯一の公的医療機関である診療所の医療施設を充実させるとともに、福祉と医療が連携して住民の健康づくりを推進する。これに伴う、医師、看護師等の医療従事者やヘルパー・介護福祉士等の人材の確保が課題となっている。

以上のことを踏まえ、以下の3つを継続して基本理念として掲げつつ、令和3年度のおぢか未来会議をとおして8つの「目指すまち（島）の姿」とそれを実現するために必要な取組についてまとめた。

【基本理念】

1. 美しい海のまち ・ ・ ・ 町民が誇れるまち、訪れる人を魅了するまち
2. 生き生きとした産業のまち ・ ・ ・ 地域資源を生かしたまちづくり、ブランドづくり
3. ふれあいとやすらぎのまち ・ ・ ・ 福祉のまちづくり

【目指すまち（島）の姿】

- ①住み続けたいと思える島
- ②安全で安心して暮らせる島
- ③誇りを持てる島
- ④豊かに生活しやすい島
- ⑤子育てしやすく健康で寿命を全うできる島
- ⑥経済的に自立し、やりがいのある仕事のある島
- ⑦帰りたい・住みたい・関わりたい・学びたいと思える島
- ⑧旅したいと思える島

3つの基本理念、そして8つの目指すまち（島）の姿から、将来像は「一人ひとりが輝き小さな幸せに満ちたまち 小値賀町」とした。

また、将来像を実現するための戦略の柱である「まち・ひと・しごと」に「協働のまちづくり・行政力」を加えて5本柱とし、各種計画段階から庁内横断的な検討を行うことで組織としての共通認識の醸成を図っている。協働のまちづくりについては、町民一人ひとりの町民力と、地区をはじめとした地域力が必要となるため、町に愛着を持って行動し、町のためになっているという実感につなげていく。行政力については、計画を確実に実行するための行政力強化が必要不可欠となっている。職員の自己研鑽はもちろん、行政改革による組織力の強化、職場環境の改善、町民に伝わる行政情報の発信などで、町民理解のもと行政の力を向上していく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展のため、合計特殊出生率の維持・社会増減の均衡保持を掲げていたが、小規模自治体の小値賀町には合わないことなどの理由により、次のとおり新たな目標を設定する。

①人口目標における人口推計

2034年時点でこども人口各学年15人を達成できるよう、2024年を起点に均等に増加することを目標に推計した。2034年には、2024年比較でこども人口が1.6人、親世代人口が59人増加し、総人口が260人減少するとしている。

②将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の令和2年国勢調査を基にした推計では、当町人口は2050年には1,000人を切ると予測されている。しかし、社人研が平成27年国勢調査を基に推計を行った際には、令和2年の人口予想は2,234人であったが、実測値は2,288人で予想よりも54人多くなるなど、人口増加への取組の成果も出てきている。今後も少子化対策・社会増の流れを引き寄せる取組を推進することで、2050年に1,550人程度の人口水準を目指す。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における施策・事業の効果検証は、毎年、計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)のPDCAサイクルによる効果的な見直しを行い、必要に応じて改善していく。

本計画は町総合計画及び総合戦略と密接に関係していることから、総合計画・総合戦略における外部有識者を含む検証機関により、必要に応じて検証を行う。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本町では、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和3年3月に小値賀町個別施設計画を策定し、今後の個別施設の更新時期及び費用の見込み等について整理した。

今後は、不用な施設の廃止、類似施設の統合及び既存施設の長寿命化を進めるとともに、定期点検を通じた施設の安全確保、メンテナンスサイクルの構築及び予防保全管理を行う。

本計画に記載された公共施設等の整備については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の方針と一致している。

また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に改定があった場合は、改定後の計画に従うものとする。

持続的発展施策区分：1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

現況と問題点	その対策
<p>【移住・定住】</p> <p>移住、定住を促進するため、U I ターン希望者の受入体制の充実や効果的な情報発信、空き家バンクの充実が課題となっている。</p> <p>地域おこし協力隊の移住は一定数あるが、卒業後の定着率が6割となっている。</p> <p>人口流出による若年者比率の低下と高齢者比率の上昇が進む中で、事業の後継者不足等による空き店舗が発生している。</p> <p>【地域間交流】</p> <p>本町の持つ自然環境や人情味あふれる住民性を活かした、地域内外から参加できる交流事業の展開により、地域の活性化が望まれる。</p> <p>【その他】</p> <p>本町は、多くの恵まれた資源（人、自然、食、文化、歴史、地形等）があるが、町内外に対して、広く情報を発信することができていないため、あらゆる面で地域振興の機運を逸している。情報を効果的に発信することで、より多くの人に本町を知ってもらうことで、交流・関係人口の増加を図ることが必要であり、総じて、あらゆる人材の確保に努めることが重要である。</p>	<p>U I ターン者の受入れ対策として、住環境を整備し、移住、定住を促進し集落の活性化につなげる。</p> <p>令和7年度から運用を開始した“小値賀町移住サポートセンター”による移住希望者に対するきめ細かなサポート体制を構築する。また、空き家バンク制度の充実を図るため、新規物件の開拓および流通促進に力を入れる。</p> <p>令和3年度から新制度として総務省が導入した地域おこし協力隊インターン制度を活用し、2週間から3か月のインターンシップ（就業体験）を行い、地域との相性を確認してから移住を決めてもらうことで、定着率の向上を図る。</p> <p>町外の人材も視野に入れ、転廃業者との人材や技術を含めたマッチング支援（事業承継等）を行い、移住、定住につなげる。</p> <p>長崎おぢか国際音楽祭は、毎年、世界で活躍する一流のアーティストを招き、西海の小さな島でオンリーワンの音楽祭を目指して、実行委員会組織により開催されている。今後も、継続して実施することで音楽を通しての交流の輪をつなげ、地域活性化を推進する。また、本町のマスコットキャラクターである「ちかまる君」、「はなちゃん」を活用したPR事業を展開し、本町の認知度を向上させるとともに交流事業による地域の活性化を図る。</p> <p>情報発信に長けた外部人材により、本町の魅力ある資源に関する情報を町内外に広く発信する。町公式ホームページやLINE、その他のSNSなどを活用し、ターゲットに確実に情報を伝えることで、交流人口、関係人口の増加を図る。</p> <p>ワーケーションを推進するため、地域滞在型ワーク・交流拠点施設を整備し、本町を訪れる者の滞在環境の充実を図る。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(1) 移住・定住	移住促進お試し居住施設整備事業 ・新築のお試し居住施設を整備することで、定住促進を促し地域内の活性化を図る。	町	
		短期滞在住宅改修事業 ・短期滞在住宅を改修し、長寿命化することで安定した移住希望者の受け入れを図る。	町	
		移住サポートセンター委託料 ・移住、定住を促進するための移住サポートセンターを設置し、その運営を民間事業者へ委託する。	町	
		空き家バンク登録推進事業 ・空き家バンク登録数を増加させるため、成約に応じて奨励金を支給する。	町	
		移住支援金事業 ・移住相談者の下見にかかる費用及び移住にかかる引っ越し費用を支援する。	町	
		町有水の下団地改修事業 ・安心して居住できる住宅を提供するため町有住宅を改修し、安定した移住定住希望者の受け入れを図る。	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域間交流	長崎おぢか国際音楽祭開催費補助金 ・世界で活躍する一流のアーティストを招き、西海の小さな島でのオンリーワンの音楽祭を目指し、本町の持つ豊かな自然と人情味あふれる住民性を広くPRし、また、全国から集まる受講生の演奏レベルの向上と講師・受講生・住民との国際交流を進め、本町の交流人口の増大と活性化を図る。	実 行 委 員 会	
		しま魅力共感発信プロジェクト ・外部人材の活用で町の魅力を情報発信し、交流・関係人口を増加させる。	町	
		マスコットキャラクター展開事業 ・小値賀町のマスコットキャラクターである「ちかまる君」「はなちゃん」を活用して、町内外の各種イベント等でPR活動を行う。	町	
	(5) その他	サテライトオフィス整備事業 ・サテライトオフィスを整備することで、交流人口、関係人口の増加につながり、移住者の増加はもとより、住民の雇用機会の創出につながる。	町	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
		地域滞在型ワーク・交流拠点整備事業 ・ワーケーションを後押しするため、地域に滞在しながら 仕事や交流ができる施設を整備し、来訪者が快適に過ごせ る環境を整える。	町	

持続的発展施策区分：2. 産業の振興

現況と問題点	その対策
<p>【農業】</p> <p>農業は、漁業と並び本町の基幹産業であるが、外海離島という特殊性による地理的、地形的条件のため生産・流通環境に恵まれておらず、本土部に比べて極めて厳しい経営状況にある。</p> <p>特に2次離島においては、小値賀島間の輸送コストが上乘せされるため、恒常的な問題であることを踏まえた対策が必要である。</p> <p>また、農業従事者の高齢化が年々進行しており、地域の担い手不足が深刻化している。</p> <p>営農類型は、肉用牛繁殖、特産野菜（実エンドウ、サヤエンドウ、メロン、ブロッコリー、ミニトマト、アスパラガス、ゴーヤ等）を基幹に、水稻等を組み合わせた複合経営が多いが、耕地の利用率や単位面積当たりの農業所得は本土部に比べ低い。産地を維持し、農業経営の安定を図るために、関係機関が丸となって、本土部農家と販売競争することができる環境を作る必要がある。</p> <p>また、イノシシやカラスによる農作物被害も深刻化してきており、有害鳥獣対策も重要な課題となっている。</p> <p>さらに平成29年度からは松材線虫病による松枯れが多く発生し、防風林の多くが消失しており、その対策が課題となっている。</p> <p>農道や溜池、畑かん設備や堆肥製造施設等のインフラについては、老朽化が進んでおり、適正な維持補修更新が課題となっている。</p> <p>主な問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中核農家及び後継者不足による従事者の高齢化（高齢化の進行による経営規模縮小、離農による耕作放棄地の増大、担い手不足による集落機能の低下） 2. 堆肥製造施設の堆肥利用量の減少と機械及び備品の老朽化 	<p>離島という特殊な環境にある本町の過疎化防止には、基幹産業である農業の振興は必要不可欠である。</p> <p>地域の特性と資源を活かした農業振興を図るため、関係者が一体となって、海上輸送コストの低廉化、営農組織の育成、新規就農者の確保育成、農地流動化の促進、農作業の負担軽減、新規作物の導入・普及、六次産業化の推進、優良雌牛の導入等を推進して所得の向上、農業経営の安定化を図り、産地の維持拡大に資する。</p> <p>有害鳥獣対策では、イノシシ被害の3対策（捕獲・棲分け・防護）を推進しながら、カラス対策にも取組み、営農の安定化を図る。</p> <p>松枯れ対策については、防除事業及び駆除事業を実施し、被害の拡大を防ぎ、必要な松林の保全を図りながら、消失した防風林については、必要に応じて植林を行い、林帯の再構築を推進する。</p> <p>農道や溜池、畑かん設備や堆肥製造施設等のインフラについては、老朽化調査等を通じた計画的な維持補修更新に努め、施設の長寿命化を図る。</p> <p>主な対策推進の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ・新規就農者の確保、育成制度の充実 ・施設整備、増改築、設備導入等の支援 ・労力支援の仕組み作り（集落機能の維持） ・耕作条件改善の推進（耕作放棄地の発生抑制） ・先進的な技術導入の支援 ・環境保全型農業の推進（水稻及び野菜栽培農家と畜産農家の連携） 2. 堆肥製造施設機械及び備品の補修更新

現況と問題点	その対策
3. 施設の老朽化による離農や規模縮小	3. ・施設の長寿命化対策及び更新の支援
4. 肉用牛繁殖農家の減少（産地規模の縮小）	4. ・優良雌牛の保留、導入等の支援（品質改良、増頭） ・省力化、低コスト化の推進（放牧の推進、情報通信システムの活用、自給飼料の生産拡大、空き牛舎等の有効活用）
5. 防風、防潮、魚付き林の消失（営農環境の悪化）	5. ・森林保護対策の推進（樹種転換、植林、森林保護活動） ・海岸防風林等の倒木による海難事故の防止対策
6. 農産物の海上輸送コスト高による経費の増加	6. 海上輸送コストの低廉化及び流通効率化の支援
7. 燃油高騰による経費の増加	7. 燃油の低廉化支援
8. イノシシやカラスによる農作物被害の増加	8. ・「捕獲」、「防護」、「棲分け」の3対策等の推進（イノシシ） ・定期的な駆除活動の推進（カラス）
9. 小さい産地規模と少量多品種の零細な営農形態	9. ・振興作物の規格外品や未利用、低利用作物を活用した6次産業化の推進 ・新たな振興作物の開発支援
<p>【水産業】</p> <p>漁業は、農業と並び本町の基幹産業であるが、長引く魚価の低迷、後継者不足による漁業従事者の高齢化の進行、燃油の高騰による漁業経費の増加、漁場環境の変化等による藻場の減少、密漁・違反操業の横行等多くの課題を抱え、漁業を取りまく環境は厳しい状況が続いている。</p> <p>また、漁業関連施設の老朽化も進む中、近年は大型台風や異常気象等により漁協関連施設に被害が発生するなど、漁協経営基盤の根幹を支える事業への影響が危惧されるため、事象発生後、早急に復旧する必要がある。</p>	<p>離島という特殊な環境にある本町の過疎化防止には、基幹産業である漁業の振興は必要不可欠である。漁業を将来につなぐため、離島漁業再生支援交付金等、水産業振興制度を有効に活用し、関係各機関と連携して、次のとおり諸課題に取り組む。</p> <p>また、老朽化や自然災害によって被害を受けた漁協関連施設等の補修復旧について支援し、漁業経営基盤の安定を図る。</p>

現況と問題点	その対策
<p>主な問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 藻場の壊滅的減少（磯焼け） 2. 担い手不足による従事者の高齢化 3. 魚価の低迷 4. 燃油高騰等による経費の増加 5. 漁業資源の減少 6. 密漁、違反操業 7. 共同利用施設の老朽化、漁協経営基盤の低下 8. 水産物の海上輸送コスト高による経費の増加 9. 漁業と海洋レジャーの調和 10. 水産関係施設の老朽化、機能低下 	<p>主な対策推進の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 藻食性生物の駆除、母藻の投入等、あらゆる藻場回復対策の推進。 2. <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者の確保、育成制度の充実 ・就業後の支援体制の構築 ・沿岸域（地先）での漁業振興（航海時間短縮） ・漁船エンジンのオーバーホール等支援 3. <ul style="list-style-type: none"> ・中間流通コストの削減に資する取組みの推進 ・安価、未利用・低利用水産物の活用推進 4. <ul style="list-style-type: none"> ・燃油の低廉化支援 ・省エネへの取組みの推進 5. <ul style="list-style-type: none"> ・各種種苗放流の支援 ・栽培漁業、資源管理活動の推進 6. 漁場監視活動の支援 7. 施設整備、増改築、設備導入等の支援 漁協関連施設の復旧支援 8. 海上輸送コストの低廉化及び流通効率化の支援 9. <ul style="list-style-type: none"> ・漁業と海洋レジャーとの調和の推進（観光ダイビング等） ・新たな海業創出の推進 10. <ul style="list-style-type: none"> ・地元産物等の販売促進、水産関係施設の利活用推進
<p>【漁港】 漁港施設については、平成 22 年度から国庫補助事業により施設の長寿命化調査及び工事を実施し、主に鋼構造物である浮棧橋を中心に整備を行ってきた。今後は浮体式係船岸の保全工事をはじめ、航路及び泊地の維持浚渫等を実施し、漁業者の安定的</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 漁港施設の長寿命化の推進 2. 海岸保全施設の長寿命化の推進 3. 船瀬海水浴場サービスハウス改修工事

現況と問題点	その対策
<p>な漁業活動の維持を図る必要がある。</p> <p>海岸保全施設においては、整備後 20 年から 30 年を経過した施設が多いことから、調査を実施して施設の老朽化対策を計画的に行い、機能維持に努める必要がある。</p> <p>小値賀漁港海岸環境整備施設内に整備した、船瀬海水浴場サービスハウスについては、平成 15 年度に整備され、店舗等に利用されてきたが、整備後 20 年を経過したため、傷みが激しい外壁等の大規模改修工事を実施する。</p> <p>【商工業】</p> <p>外海の小規模離島という条件下にある本町の商工業は、規模が零細で、販路がほぼ町内に限られているうえ、過疎化の進行や買い物環境の変化等により、地元購買力は低下している。</p> <p>また、近年では後継者不足による廃業が発生し、空き店舗が増加するなど地域の高齢者等が不便に感じている現状を踏まえ、既存事業者の存続を図るため事業承継へ向けた取り組みや地域内での雇用創出を推進する対策が課題となっている。</p> <p>主な問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域内経済の停滞 2. 空き店舗の発生、商店街の活力低下 	<p>依然として厳しい環境下にあるが、ここ数年は雇用機会拡充事業等の活用により毎年起業者が現れている。そういった動きを更に促進させるため、商工会を中心に町内外の関係機関と連携して創業支援体制の強化を図り、地域経済の活力向上を図る。</p> <p>主な対策推進の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ・観光客等の交流人口拡大の推進 ・物産イベント等による地産地消の促進 ・キャッシュレス（クレジットカード・電子マネーなど）の普及促進等 2. ・転廃業者との人材や技術を含めたマッチング支援（事業承継等） ・雇用機会拡充事業等の活用推進（創業・事業拡大など） ・商工会と連携した事業者に対する各種研修への参加促進 ・経営資金の利子補給及び保証料の補助による支援

現況と問題点	その対策
<p>【観光】</p> <p>本町の恵まれた自然環境や歴史、文化そして“ひと”を結びつけた体験型観光を推進している。</p> <p>NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会が核となり、夏型観光から周年型観光への転換を図っている。</p> <p>多様化する観光客のニーズに対応できる受け皿づくりや観光施設のインバウンド対応、バリアフリー対応等、受入環境改善が喫緊の課題である。</p> <p>野崎島については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界文化遺産登録による観光客増加がひと段落したところであり、老朽化が進む野崎島自然学塾村等の整備を行いながら、ツアーの磨き上げや新たな観光コンテンツの創出が求められる。</p> <p>本町の観光の重要な柱である古民家ステイについては、近年すべての施設において老朽化が著しく進んでおり、修繕費の負担が増加している。</p> <p>また、『「海風の国」佐世保・小値賀観光圏』『五島列島おもてなし協議会』『西九州させば広域都市圏』等、多様な広域連携を活用し、圏域全体での取組として観光コンテンツの磨き上げ及び情報発信を行う。</p> <p>主な問題点</p> <p>1. 観光関連施設等の老朽化・管理不足</p> <p>2. ・多様化する観光客への対応等 ・本町の魅力である歴史・文化の活用不足</p>	<p>NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会を核としながら、体験型観光を一層推進して引き続き観光の産業化を目指す。また、本町の自然環境の保全に努めつつ、多様化する観光客ニーズに対応した施設の改善等を計画的に行う。</p> <p>交流人口の増加を図るために、旅館業や地元商店街との連携を強化しながら、サービスの質の向上を図り、教育旅行等の誘致を推進する。</p> <p>野崎島では多様なニーズに対応した受入体制を構築し、ビジターセンターを始めとした各種観光施設の整備を行う。</p> <p>野崎島での新たな観光コンテンツとして、グリーンスローモビリティを活用したガイド付きツアーを造成し、体力的不安のある方にも野崎島の自然・歴史文化を楽しんでいただける整備をする。</p> <p>古民家ステイの継続した活用のため、計画的な修繕を行っていく。</p> <p>長期的に安定した誘客を図るため、佐世保市と連携し「佐世保・小値賀観光圏」を設立。地域のブランド化に一層取り組むとともに、本格的な「世界水準DMO」の認定を目指し、「住んでよし、訪れてよし」の観光圏づくりを図る。</p> <p>「五島列島おもてなし協議会」に参画し、五島市や新上五島町と連携して、観光客に「もう1泊」してもらうための事業を実施する。</p> <p>観光スポット及び眺望点の良好な環境を維持するため、関係機関と連携して園地施設の維持管理を行う。</p> <p>主な対策推進の事項</p> <p>1. ・施設整備、管理体制の見直し・強化 野崎島自然学塾村グラウンド改修 古民家レストランの大規模改修</p> <p>2. ・着地型旅行商品、体験型観光商品の開発及び受入体制等の整備 ・観光案内板・観光パンフレット作成等(インバウンドを意識した多言語化への取組等)</p>

現況と問題点	その対策
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信強化の推進 ・『「海風の国」佐世保・小値賀観光圏』『五島列島おもてなし協議会』等との連携による各種事業への取組等（ガイドの育成・体験事業のブラッシュアップなど）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考	
2 産 業 の 振 興	(1) 基盤整備 農業	ふるさと振興基盤整備事業 ・ハウス施設建設用地造成 3,000 m ²	担い手 公 社		
		農地耕作条件改善事業 ・湧水処理 2,000m	農業者 団 体		
		土地改良施設長寿命化事業 ・送水管の漏水対策等	町		
		水産基盤整備事業 ・養殖場整備 ・漁港木製棧橋更新 ・水産倉庫改修	町 漁業者 団 体		
	(2) 漁港施設	大島漁港改修事業	町		
		小値賀漁港・斑漁港機能増進事業（地元負担金）	県		
		小値賀島地区漁港機能保全事業（工事） ・前方漁港（野崎地区）	町		
		海岸メンテナンス事業 ・前方漁港、浜津漁港	町		
		柳漁港改修事業	町		
	(3) 経営近代化 施設	農業	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 ・連棟 HK ハウス 2,000 m ²	担い手 公 社	
			ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業 ・連棟 AP ハウス 6,000 m ²	農業者 団 体	
			新規就農者牛舎等整備事業 ・牛舎 1 棟 650 m ² ・飼料庫 140 m ² ・堆肥舎 100 m ² 付帯設備一式	農業者	
		漁業	スマート農業支援事業 ・農業用ドローン導入 2 台	担い手 公 社	
			園芸ハウス長寿命化対策事業 ・既存ハウスの部材交換 一式	園芸 部 会	
			あわび館改修事業 ・コミュニティ機能の強化	町	
			スマート水産業推進事業 ・先進技術の導入に対する経費の一部支援	漁業者	
			定置船改修事業 ・漁協自営事業（老朽化対策）	漁協	
			スマート水産加工施設整備事業 ・水産加工施設の新築・改修	町	
	(9) 観光又はレク レーション	船瀬海水浴場サービスハウス改修工事	町		
		野崎島自然学塾村改修事業 ・浄化槽、グラウンド、外構を含む施設の改修	町		
		園地及び関連設備改修事業 ・ベンチ等設備補修・修景伐採作業	町		

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産 業 の 振 興 の つ づ き	(9) 観光又はレクリ エーションのつづき	古民家長寿命化事業 ・屋根等躯体改修・石垣等外構補修・機械設備等更新・浴槽 改修・通路照明等設置	町	
		園地及び関連設備管理事業 ・施設の維持管理	町	
		野崎島自然学塾村管理事業 ・施設の維持管理	町	
		古民家ステイ管理事業 ・施設の維持管理	町	
		古民家レストラン管理事業 ・施設の維持管理	町	
		野崎島ビジターセンター管理事業 ・施設の維持管理	町	
		町道野崎本線無電柱化工事 ・無電柱化工事 測量及び設計 1式 ・無電柱化工事 L=520m	町	
(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業 第1次産業	離島漁業再生支援交付金等 (漁業再生に関する取り組みへの支援) ・輸送、生産資材の取得など、販売・生産の面で不利な条件 にあり、就業者の減少や高齢化の問題等厳しい状況にあ る離島漁業の再生を図るため、漁場生産力向上や漁業再 生に関する実践的な取組みに対し支援を行う。また、新 規就業者が使用する漁船のリース料について、その一部 を支援する。さらに、雇用機会の拡充や安定的な漁業経 営の確保等を図るための海業全般に対する支援を行う。	集落		
	あわび館運営管理委託事業 ・水産物及び農産加工品などの地域特産物の販売を促進 する。 ・水産加工場の運営により、新たな水産加工商品の製造・ 販売を行う。 ・地域コミュニティ施設として、町内外からの利用を促進 し、地域間交流を図る。	町		
	小値賀町担い手公社活動費補助 ・担い手確保育成事業に対して支援を行い、農業従事者 の高齢化や担い手不足の解消を図る。	担い手 公社		

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産 業 の 振 興 の つ づ き	(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業のつづき 第1次産業	小値賀町農業後継者対策支援制度 ・農業大学校に進学し、卒業後に就農を希望している者に対して支援し、後継者の確保を図る。	町	
		特産品開発支援事業 ・未利用低利用等の農水産物を活用した特産品開発に対して支援を行い、農業者漁業者の所得向上を図る。	民間	
		有害鳥獣被害防止対策事業 ・防護、緩衝帯設置、捕獲対策の事業を実施し、農作物への被害減少を図る。	町	
		繁殖雌牛導入推進事業 ・畜産振興のため、繁殖雌牛導入への支援を行う。	町	
		堆肥製造施設管理運営委託事業 ・堆肥製造施設の管理運営を委託し、環境に配慮した農業を推進し、地力向上を図る。	町	
		基幹農道等除草業務委託事業 ・基幹農道等の除草作業を委託し、農道の適切な維持管理を図る。	町	
		土地改良施設管理運営委託事業 ・土地改良施設の管理運営を委託し、施設の適正な管理を図る。	町	
		防風林整備事業 ・台風等による自然災害から農産物や施設を防護するため消失した林帯に植林し、防風林を再構築する。	町	
		松くい虫防除事業（空中散布） ・松の防護のため、ヘリコプターによる散布を実施する。	町	
		松くい虫防除事業（地上散布） ・松の防護のため、無人ヘリコプター及び動力噴霧器による散布を実施する。	町	
		姫の松原樹幹注入事業 ・姫の松原の保護のため薬剤注入を実施する。	町	
県営防災林造成事業 ・台風等による自然災害から農産物や施設を防護するため県営事業により海岸防風林の造成事業を実施する。	町			

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産 業 の 振 興 の つ づ き	(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業のつづき 第1次産業	藻場再生事業 ・藻食性生物の駆除や母藻の投入、食害防止網の設置等、あらゆる藻場の回復対策を推進する。	町	
		燃油高騰対策（農業用・漁業用燃油の補助） ・離島である本町の燃油価格は本土と比較して高く、主産業である農業・漁業の生産活動に大きな障害となっている。そのため、生産活動に要する燃油代の補助を行い、生産者の経費負担の軽減を図る。	町	
		小値賀町漁業後継者育成事業 ・小値賀町漁業の維持発展を図るため、後継者対策（漁業研修支援）を行う。	町	
		離島流通効率化・コスト改善事業 ・離島である本町は、本土と比較すると海上輸送経費に多額の費用を要する。そのため、生産者等の輸送コストに対する助成を行う。	町	
		水産経営安定対策事業（漁船エンジンのオーバーホール等への支援） ・漁業者の維持、確保育成のため、漁船エンジンのオーバーホール等への助成を行う。	町	
		新規漁業就業者経営サポート事業 ・漁船保険、漁業共済掛金支援 ・機器類の修繕費補助	町	
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業 ・就業希望者への漁業技術研修	町	
		商工会運営費補助金 ・小値賀町商工会の安定的経営のため支援を行う。	商工会	
		商工業経営資金利子等補給事業 ・金融機関からの融資に係る利子及び信用保証料の補助を行う。	町	
		雇用機会拡充事業 ・雇用機会の拡充を図り、有人国境離島地域の持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることで、地域社会の維持を目指す。	町	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産 業 の 振 興 の つ づ き	(10) 過疎地域 持続的発展特別 事業のつづき 第1次産業	地産地消推進事業費補助金 ・小値賀町地産地消推進計画及び食育推進計画に基づき「かーちゃんの会」が行う地産地消推進事業に対する助成を行う。	かーちゃん の会	
		五島列島おもてなし協議会事業負担金 ・「五島列島おもてなし協議会」の着地型旅行商品開発・販売及び観光関係者スキルアップ等事業費及び事務局費に対する負担金	五島列島 おもてな し協議会	
		観光地域ブランド確立支援事業負担金 ・「海風の国」佐世保小値賀観光圏事業にかかる、観光地域づくり事業費及び事務局費に対する負担金	観光コ ンベン ション 協会	
		観光基盤整備事業 ・観光推進のために必要な受入態勢等基盤整備を行う。	町	
		観光ワンストップサービス体験創出事業 ・観光客に対する体験の手配やニーズに応じた旅行のコーディネートを行い観光客の長期滞在を促す取り組みを実施する。	町	
		観光パンフレット等印刷費 ・観光パンフレット等の作成及び印刷費用	町	
		野崎島鹿調査事業 ・野崎島に生息している鹿の頭数調査や生息環境に関する調査を行う。	町	
		滞在型観光促進事業負担金 ・長崎県「しま旅滞在促進事業」に対する負担金	町	
		夏まつり大会運営費補助金 ・夏まつり大会開催に係る補助	商工 青年部	
		西九州させば広域都市圏形成事業 ・西九州させば広域都市圏の周遊観光を推進する事業に対する負担金	町	
		観光振興事業費補助金（おもてなし体制整備） ・施設の維持管理	町	
		野崎島グリーンスローモビリティ導入事業 ・野崎島に新たに導入する車両の購入費他、関係設備の整備費用	町	

■税制上の特別措置に関する産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
小値賀町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記事業内容のとおり。

持続的発展施策区分：3. 地域における情報化

現 況 と 問 題 点	そ の 対 策
<p>【情報通信】</p> <p>2次離島の犬島、納島については、令和6年度に超高速ブロードバンド環境を整備し、本島並みの通信速度を確保した。地域住民のウェルビーイングの増進が期待される中で、住民のデジタルリテラシーの向上が求められる。</p> <p>【地域 DX による持続可能な社会実装の推進】</p> <p>地理的な制約やデジタルデバイドに左右されることなく、誰もがウェルビーイングを享受できるよう、生活のあらゆる側面にわたってデジタル技術の社会実装を加速させ、これにより、住民が豊かで質の高い生活を持続的に送れる社会を実現させる必要がある。また、導入した各種デジタル機器類においては、耐用年数や国の方針等による機器更新整備を行い、有事の際にも適切に稼働できるよう整備していく必要がある。</p> <p>【電気通信施設等情報化のための施設】</p> <p>防災行政無線機器は平成22年に更新をしているが、更新から15年以上が経ち、防災行政無線機器本体及び防災無線屋外拡声局柱共に老朽化等による不具合が発生している。そのため、機器更新整備を行い、災害時における情報伝達手段を確立し、町民の安全を確保していく必要がある。</p>	<p>確立された高信頼かつ広域なデジタル基盤により、離島の物理的な隔絶と世代間のデジタル格差という二重の課題を克服し、高齢化が進む本町において、デジタルデバイドを解消する。</p> <p>オンライン診療や介護 DX による効率的な保健・医療・福祉サービスの提供、AI 予測やデジタルツインを活用した防災・減災対策の強化、および個別最適化された教育の ICT 化を推進する。また、ローカル 5G や生成 AI、ドローン等の先端技術を活用し、課題解決と産業の高度化を図る。</p> <p>防災行政無線機器及び防災無線屋外拡声局柱の更新を行う。屋外拡声局柱においては、本数及び設置位置について見直しを行い、より効率的に全町民へ必要な情報が行き渡るよう配慮する。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事 業 主 体	備 考
3 地 域 に お け る 情 報 化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他の情報化のための施設	<p>次世代無線ネットワーク整備事業</p> <p>・BWA 通信環境を整備することで医療・教育・産業・防災などあらゆる分野においてパラダイムシフト※を実現する。</p> <p>※その時代や特定の分野において常識・規範とされてきた基本的な考え方や価値観、枠組みが、革命的かつ劇的に変化すること。</p>	町	

		Jアラート（全国瞬時警報システム）更新事業 ・地震、津波、国民保護など各種非常事態情報を瞬時に送信、周知する。関係機器の定期的な保守や国の方針に則った機器への更新を行う。	町	
		防災行政無線システム更新工事 ・防災行政無線システムを更新する。また、屋外拡声局柱においても、本数及び設置位置について見直しを行い、より効率的に全町民へ必要な情報を提供する。	町	

持続的発展施策区分：4. 交通施設の整備、交通手段の確保

現況と問題点	その対策
<p>【町道の整備】</p> <p>前方地区間を結ぶ町道唐見崎線は大雨や台風シーズンのたびに小規模の崩落を繰り返しているため、整備が必要である。</p> <p>観光客が多く通行する町道野崎本線は小規模の落石を繰り返しているため、全面的に安全対策が必要である。</p> <p>町道笛吹柳線においては、佐世保西消防署小値賀出張所の移設に伴い、交通量の増加が予想されるが、道幅が狭く、車両・歩行者等の安全性に問題があるため、対策が必要である。</p> <p>今後は高齢者や子どもたちが安全に安心して利用できる道路環境の整備を図るとともに、景観にも配慮した道路整備に努める。</p> <p>【陸上交通】</p> <p>町内の主要な公共交通機関である小値賀交通㈱のバス事業については、利用者の低迷、運転手不足、燃油価格の高騰等が重なり、毎年度、町からの補助金が増加している。</p> <p>また、交通空白地域の解消を目的として実施している社会福祉協議会への補助金についても、町の財政に対する負担が大きくなっている状況である。</p> <p>これらの課題を踏まえ、より安定した陸上交通体制の維持を図るため、利用者のニーズに対応したデマンド型交通への移行を行い、住民が便利で快適に生活できるよう、持続可能な交通基盤の構築を推進していく。</p> <p>【航空交通】</p> <p>現在、定期航空路線は廃止されたままとなっており、用途としては急患ドクターヘリや外来診療医師搬送、自衛隊・航空会社等の飛行訓練、民間個人機の観光での来島等となっている。</p> <p>物価・人件費の高騰や施設・設備の老朽化により、運営管理費は上昇しており、多額の経費を要している。</p>	<p>町道唐見崎線及び町道野崎本線については、災害防除工事を実施し、交通の安全を確保する。</p> <p>町道笛吹柳線については、道路の拡幅工事を行い、一般車両・緊急車両のスムーズな運行と交通の安全を確保する。</p> <p>道路・歩道の段差解消や手すりの整備など交通弱者に配慮した安全対策を講じる。</p> <p>令和8年度からは、一部において定時定路線のダイヤ設定を維持しつつ、平日・休日を問わず運行する「デマンド型交通」へ移行する。</p> <p>また、社会福祉協議会が実施している公共交通空白地における有償運送については、一部の福祉移送を除き、その業務を小値賀交通株式会社へ移管し、陸上交通体制のスリム化を図る。</p> <p>近年は年間平均 100 回程度の着陸回数となっており、利活用がされていないわけではないが、町の活性化と結びつくような利活用はあまりされていないため、観光サイドと連携をとりつつ企業の誘致等も視野に入れ、空港利活用での活性化を目指す。</p> <p>空港管理業務を県から受託しているが、実質経費はその倍以上を費やしており、財政負担となってい</p>

現況と問題点	その対策
<p>【海上交通】</p> <p>小値賀町と佐世保市及び新上五島町並びに福岡県福岡市を結ぶ航路と町内の属島を結ぶ航路があり、過疎化による乗降客の減少により厳しい経営環境にある。</p> <p>小値賀の海の玄関口である小値賀港ターミナルは、住民をはじめ、観光・ビジネス客等老若男女を問わず様々な方に利用されている。また、柳～納島航路においては船体建造後、長期間経過しており、リプレイスの必要がある。</p>	<p>るため、今後県と協議しながら経費削減方法について検討していく。</p> <p>離島の生命線でもあり、旅客船業者等と連携をとり、航路の維持に努める。隣の宇久島や中通島とも共通課題であり、島民の利便性を考慮した安定的な航路維持のため、佐世保市及び新上五島町と連携した広域的な施策を検討する。</p> <p>また、住民及び住民に準じる者を対象とした運賃低廉化に係る補助を引き続き行う。</p> <p>町内離島航路については、住民の生活交通として維持し、新船建造時には、省エネ・バリアフリーなどの利便性に配慮すると共に、定期的な機関の整備（オーバーホール）を行い安全対策を講じる。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	町道唐見崎線災害防除事業	町	
		町道斑海岸線道路改修工事	町	
		町道野崎本線外1線道路改修事業	町	
		町道野崎本線災害防除工事	町	
		町道笛吹柳線道路改修工事	町	
	(6) 自動車等 自動車	バス購入事業 ・普通車1台 軽自動車1台	町	
	(7) 渡船施設 渡船	町営船新船建造事業 ・旅客船 (省エネ・バリアフリー船)の建造	町	
		小値賀港新ターミナル整備事業	町	
		笛吹離島待合所建替え事業	町	
		柳離島待合所事務所設置事業	町	
	(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通	公共交通空白地有償運送事業費補助金 ・一般向け移送サービスについては、小値賀交通(株)に統合し、 福祉運送については、社会福祉協議会に継続して補助する ことで、町全体の交通空白の解消を図る。	民間	
		小値賀交通(株)運行費補助金 ・社会福祉協議会の空白地有償運送と統合し、デマンド化 による効率的な運行体制を構築する。	小値 賀交 通(株)	
		空港利活用事業 ・航空会社や関連企業との協議の場を設け、施設や空間の スペースを活用してのイベント等の実施など活性化を 図る。	町	

持続的発展施策区分：5. 生活環境の整備

現況と問題点	その対策
<p>【水道施設（簡易水道）】</p> <p>水の安定供給と水質の維持や漏水等による有収率の低下を防ぐため、送配水管の計画的かつ有効的な更新を実施する必要がある。</p> <p>現在、稼働中の中村第二浄水場は、設置後 20 年以上経過しており、次亜塩素生成装置は、設置後 25 年以上経過しているため、機械設備等の更新を実施する必要がある。</p> <p>また、設置から 15 年以上経過した構造物・機械設備・計器類・ポンプ類もあることから、更新・修繕を実施する必要がある。</p> <p>【下水処理施設】</p> <p>下水道への接続率は徐々に頭打ち状態となってきたため、さらなる接続推進が必要である。現在、下水処理場とし尿処理場の両方が稼働しているが、し尿処理場の老朽化が進んでおり、し尿処理場と統合するために計画を進めている。</p> <p>また、竣工後 20 年以上経過した施設もあり、施設の老朽化が進んでいるため、今後大規模なメンテナンスに多額の費用を要する。</p> <p>し尿処理場については、下水道の整備により、汲み取りし尿は減少しているが、し尿処理場は機械設備の老朽化が著しく、修繕に多額の費用を要する。</p> <p>【廃棄物処理施設】</p> <p>ごみ焼却場は焼却施設の老朽化やダイオキシン類の基準値超過により廃止し、令和 4 年度から可燃ごみの島外搬出開始に伴い、直接搬入場所及び空き缶処理施設として利用しているが建物自体の老朽化が著しく修繕等に多額の費用を要する。</p> <p>また、島外搬出できない可燃粗大ごみ等については処理施設がないため、各家庭や事業所で切断し、可燃ごみとして出してもらおうなど住民に多大な負担がかかっている。</p>	<p>町内の老朽化した水道管の布設替えと耐震化を計画的に行い、90%以上の有収率を目指す。</p> <p>更新工事を実施し、水道水の安定供給を図る。</p> <p>定期的にメンテナンスを行い、耐用年数を把握し適切な更新・修繕を図る。</p> <p>下水道への接続工事にかかる水洗便所改造資金利子補給制度等を周知しながら、下水処理施設への接続を推進する。</p> <p>下水道ストックマネジメント計画に基づき、国の助成を受けながら計画的に効率的な更新・修繕を図り、メンテナンスコストの平準化を図る。</p> <p>また、下水道ストックマネジメント計画に載っていない機械・電気設備等において、不具合が生じているところについては、下水処理に支障が出ないよう、早めの更新を心がけていく。</p> <p>し尿処理場は、下水道処理場との統合を計画しているが、一部機能は継続して利用するので必要な整備を図る。</p> <p>ごみ焼却場煙突や場内の焼却設備を解体処分し、第 2 ストックヤードとしての機能や可燃粗大ごみ等を処理できる施設として再利用を図る。また、場内に設置している空き缶プレス機を更新し、処理効率の向上を図る。</p> <p>資源化設備の整備については、資源物の種類に応じた効率の良い機種を設置する。</p>

現況と問題点	その対策
<p>今後はごみの減量化を本格的に推進し、資源化設備や生ごみ処理設備を充実させるなど、循環型社会の構築に向けて検討する。</p> <p>【葬斎場】</p> <p>葬斎場の施設については、令和3～4年度に大規模補修工事を実施したが、内部の設備関係については老朽化に伴う劣化等が見られる。特に、火葬炉内部の耐火物等については定期的な補修を行う必要があり、多額の経費を要する。</p> <p>【消防施設】</p> <p>本町には19地区の集落（本島15地区、属島4地区）があり、集落が密集し老朽化した木造家屋が多く、火災発生時には延焼が免れない地域が多い。</p> <p>消防・防災体制は、徐々に整備されてきたが、孤立島嶼である本町は、他の地域からの応援体制をとることもできないため、単独の体制整備を行っていく必要がある。</p> <p>特に、属島においては、脆弱な消防体制であり、火災の発生そのものを防止する必要がある。</p> <p>現在、小値賀町消防団の組織は、8分団、3離島自衛消防隊で組織され、消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ付積載車5台を配備しているが、購入後、経年年数が古い機材もある。万一のためにも資機材や消防詰所等、計画的な整備の必要がある。加えて、防火水槽の地中化を実施することで施設の耐用年数の延長ならびに安全性の向上を図る。</p> <p>【空き家対策】</p> <p>町内の建物のうち約10%が空き家で、そのうち約4割が、倒壊の危険性があり解体などの緊急度が極めて高い老朽化した空家と認定されている。良好な生活環境と安全な暮らしを維持するための空家対策が課題となっている。</p>	<p>火葬炉内部の設備については、老朽化が進行しており、今後も定期的な保守点検を継続して実施し、計画的な設備の改修等、更新を行い、町内唯一の火葬施設として健全な施設の維持管理を図っていく。</p> <p>年次計画により、老朽化したポンプ及び車両の買い替えや資機材や消防詰所等の整備を行い、消防力を強化し、各種災害に備え、災害に強い町づくりを目指す。</p> <p>安心安全な暮らしのために、特定空家等の危険性が高い空家に対し、除却の推進やの除却費の補助などの対策に取り組む。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設改修事業（配水管布設替工事）	町	
		簡易水道施設改修事業（水道施設更新工事）	町	
		簡易水道施設改修事業（中村第二浄水場更新工事）	町	
	(2) 下水処理施設 下水道	ストックマネジメント計画改築更新事業	町	
		機械電気設備等更新事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設	第2ストックヤード解体工事	町	
		ごみ焼却場部分解体工事		
		熱分解ごみ処理設備購入事業	町	
		空き缶選別・プレス機購入事業	町	
		ごみ焼却場補修工事	町	
		汚泥受入槽設置事業	町	
		し尿処理場硝化液循環ポンプ整備工事	町	
		し尿処理場ドラムスクリーン更新工事	町	
		(4) 火葬場	火葬炉耐火物改修事業（2炉）	町
	葬斎場動力制御盤整備修繕工事			
	誘引送風機整備修繕工事			
	葬斎場非常用発電機更新工事		町	
	火葬設備コンプレッサー更新工事		町	
	(5) 消防施設	消防ポンプ自動車購入事業	町	
		防火水槽整備事業 ・防火水槽の地中化 10か所	町	
		第6分団消防車両格納庫整備事業	町	
(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 環境	小値賀町空き家解体費補助 ・危険家屋である空き家に対し、解体費の一部を助成する。	町		

持続的発展施策区分：6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

現況と問題点	その対策
<p>【子育て支援】</p> <p>次代を担う子どもが年々減少していく中で、子どもを産んで育てる環境の整備は、町内独身者の結婚意向や移住・定住の意向とも関連するものであり、その対策は急務である。</p> <p>また、底が見えない少子化の進行により子ども同士の生きる力を育むことが難しくなっており、地域ぐるみの子育てを推進するため、子育て支援を行う体制の構築も重要である。</p> <p>小値賀こども園舎は、町内唯一の保育施設で、平成5年3月の整備から30年が経過していたため令和5年から令和6年度にかけて大規模な改修を実施し、保育・教育環境の整備を行ったが、慢性的な人材不足により、十分な保育を実施できていない。</p> <p>町内各所に設置されていた児童遊具が老朽化により撤去されたため遊具が不足している。また対象年齢に応じた遊具がない。</p> <p>【高齢者福祉と保健】</p> <p>本町の高齢化率は、令和7年4月1日現在52.8%であり、今後、高齢化率はさらに高くなるとともに高齢者のみ世帯や独居老人世帯がさらに増加すると推測される。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民の協力やICTを活用した見守り体制の強化等、地域包括ケアシステムの構築が必要である。</p>	<p>産婦人科医が町内にいないため、出産を予定する町外の産婦人科や医療機関において妊娠中の検診を受診しており、それに必要な交通費や宿泊費の支援を継続していく。また、妊産婦の身心のケアを行い母子の健やかな発育を図るため、妊婦相談や新生児家庭の訪問といった各種サポート体制の強化を検討する。さらに、不妊に悩む夫婦からの相談に応える体制づくりや不妊治療のための費用助成を行う。また、これらの取り組みを包括して行う「子育て世代包括支援センター」を設置する。</p> <p>子育てボランティアが活動中であるが、町も保護者やボランティアに積極的な支援を行う。</p> <p>人口減少対策及び子育て支援策の一環として、乳児・幼児の保育料を支援し、子育て家庭の経済的な負担の助成を行う。</p> <p>児童福祉等子育て支援関連事業、妊娠期及び産前産後の母子保健事業を総合的に行い、子育てに関するトータルサポートを行う「こども家庭センター」を設置する。</p> <p>施設の改修により、課題の解決を図り、円滑なこども園運営及び施設の長寿命化に資する。</p> <p>遊具を整備する場所や規模等を検討し、安全性への配慮と児童が利用しやすい環境を提供することで、児童の健全な育成を図っていく。</p> <p>全年齢の集いの場として、総合的な遊戯施設の設置場所の検討を重ね、整備を進めていく。</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、民生委員、地区会長、婦人会等地域住民の協力や、ICTを活用した見守り体制の強化、地域包括ケアシステムの構築を目指す。また、地域ケア会議により、福祉と保健の連携や、社会福祉協議会等、各種関係機関と連携し、高齢者福祉の体制を構築する。</p>

現況と問題点	その対策
<p>介護施設等の受入れ定員に限られる中で、在宅サービスのあり方やマンパワーの確保が課題となっている。今後、介護者を増加させないためにも総合支援事業を核として介護予防事業に重点を置いた対策が重要となっている。</p> <p>そのような中で、高齢者に対して居住支援機能、および交流機能を総合的に提供している高齢者生活福祉センター「たんぽぽ荘」は、平成13年度に建設されたもので老朽化が進行しており、計画的な施設の維持、改修が必要となっている。</p> <p>介護入所施設については、入所待機者解消のため、特別養護老人ホームの増床・新築等の整備が平成27年度に実施された。</p> <p>今後、人口減少傾向が続く中、元気な高齢者の地域社会で果たす役割が大きくなっていくと思われるが、それを引き出す仕組み等の構築が課題である。</p> <p>【障がい者福祉と保健】</p> <p>本町には、障がい者の機能訓練や介護に対応できる専門施設が少なく、ほとんどを町外に頼っている。障害者総合支援法に基づく対策強化が叫ばれている中で、町の役割が課題となっている。</p> <p>一方、精神保健に係る体制整備も重要であり、地域ボランティア組織の育成や活動が少しずつ進んでいる中で、各組織のネットワーク構築や活動の連携が今後重要となってくる。</p>	<p>高齢者の需要に対応が可能な交通手段の充実を図る。また、公共交通機関を無料にすることで、高齢者の移動範囲を広げ引きこもりなどの予防対策につなげていく。</p> <p>老朽化が進んでいる高齢者生活福祉センター「たんぽぽ荘」の計画的な改修等により、高齢者等が利用しやすい環境を整備する。</p> <p>ボランティア等の育成を行い、支援が必要な高齢者等に対し地域の関係者と連携を取りながら地域ぐるみで生活支援を行うとともに、元気な高齢者のマンパワーを生かした地域活動の一員となるシステムづくりや熟年大学等の社会教育とも連携を推進しつつ、NPO法人化等も考慮しながら、垣根を越えた横断的な高齢者の生きがい対策の構築を図る。</p> <p>国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者が診療を受けた際の医療費の記録を管理するKDBシステムを活用することで要介護状態となる要因の分析を行い、その予防と健康寿命の延伸のために必要な対策を、計画的に実施していく。</p> <p>障がい者福祉施設の新規整備は、人口が3,000人を切った町では大変困難で、今後も町外の施設と連携した事業展開が必要であり、情報の収集と対象者のニーズにあった活用支援について、積極的な対応を図る。</p> <p>精神保健については、支援団体のNPO法人等との連携・強化を図りながら、地域活動支援センターを核とした事業の強化を図る。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
6 子 育 て 環 境 の 確 保、 高 齢 者 等 の 保 健 及 び 福 祉 の 向 上 及 び 増 進	(2) 認定こども園	小値賀町こども園改修工事	町	
	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉 センター	小値賀町高齢者生活福祉センター改修事業 ・高齢者に対して居住支援機能、および交流機能を総合的に 提供している高齢者生活福祉センターについて、平成13年 度に建設されたが、老朽化が進行しているため、施設の 改修を実施する。	町	
	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	子育て支援事業 ・人口減少対策及び子育て支援策の一環として、乳児・幼児 の保育料を支援し、子育て家庭の経済的な助成をする。 ・「こども家庭センター」を設置し、児童福祉等子育て支援関 連事業、妊娠期及び産前産後の母子保健事業を総合的に行 い、子育てに関するトータルサポートを行う。 ・「子育て世代包括支援センター」を設置し、不妊に関する 支援事業、妊娠期及び産前産後の母子保健事業、乳幼児の 発達相談等の子育てに関するトータルサポートを行う。	町	
	高齢者・ 障がい者福祉	生きがい活動支援デイサービス事業 (特定高齢者に対する単独の福祉サービス) ・高齢化率50%を超える中、介護保険で自立と認定された者 及び同レベルの者に対して、介護予防のための通所サービ スを行ない、元気で生きがいに満ちた「活動的な85歳の実 現」を目指しつつ、高齢者が明るく社会参加できるまち づくりを展開する。	町	
		生きいき敬老パス事業 ・75歳以上の高齢者が利用する公共交通機関 (バス・渡船)の利用料の無料化を図る。	町	
	食の自立支援事業(配食サービス) ・本町においては、高齢化の進行により食事を作るのが困難 になった高齢者世帯等が増えつつある。その対策として、 健康づくりと介護予防のためにバランスのとれた食事の 提供が課題である。 介護保険サービス提供の対象外となる高齢者に対し、地域 住民及び民生委員からの情報とケアマネージャー・保健師・ 管理栄養士等からの助言により地域包括支援センターが調査 のうえ、配食サービスを実施し、安否確認と栄養状態悪化に よる要介護状態移行の予防を行う。(週平均2回) (10名弱×週1回～4回×4週×12月≒960食)	町		

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
6 子 育 て 環 境 の 確 保、 高 齢 者 等 の 保 健 及 び 福 祉 の 向 上 及 び 増 進 の つ づ き	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業の つづき 高齢者・ 障がい者福祉	小値賀町社会福祉協議会補助金 ・社会福祉協議会職員の人件費及び運営費の一部を補助。 また、小値賀町から社協へは老人会、民生委員・児童委員、 母子会等の運営事務を移管しており、介護保険の在宅サー ビス事業についても実施している。	町	
		人工透析患者通院交通費補助事業 ・腎臓機能の障がいにより人工透析療養法の適用を受けて いる人工透析患者の町外医療機関への通院に要する交通費 等を助成し、経済的な負担の軽減を図る。	町	
	(9) その他	町内児童遊具設置工事 ・児童の健全な育成のため総合的な児童遊具の整備を行う。 遊具の集約・総合整備事業 ・全年齢の集いの場として、総合的な整備を行う。	町	
		屋内遊戯施設整備事業 ・雨天時などに遊べる場所の整備を行う。	町	

持続的発展施策区分：7. 医療の確保

現況と問題点	その対策
<p>【診療所の整備】</p> <p>旧診療所は昭和 60 年 6 月に開設され、建設から 36 年を経過し老朽化が進行して進んでいる状況であったため、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年をかけて新診療所を新たに建設した。</p> <p>診療所は、町内唯一の公的医療機関として、急性期からターミナル期までの医療及び健康管理部門のすべて担っており、これからも住民に安定した医療及び健康管理体制を提供していく必要がある。また、住民の医療に対するニーズも治療だけにとどまらず、検診事業や健康教育及び疾病予防や情報提供サービスなど多様化しており、その対応が求められている。</p> <p>【医師及び医療従事者の確保】</p> <p>現在、常勤医師 2 名体制を堅持しているが、医師の働き方改革もあり、今後も常勤医師 2 名の確保と常勤医師の負担軽減策としての応援診療及び週末代診の医師を確保する必要がある。</p> <p>また、医療従事者の確保と育成のため、町奨学金制度の活用推進を図るなど医療スタッフ確保が課題となっている。</p> <p>【医療機器の整備】</p> <p>これまで老朽化した機器については、随時更新を行っているが、今後も安定した医療を提供するため医療機器の整備を図る必要がある。また、健康管理センターと連携し、特定健診や各種ガン健診により早期発見、早期治療の予防事業を推進するうえからも各種医療機器の充実が必要である。</p>	<p>健康であることは、心豊かな生活を送るための重要な要素のひとつである。住民の健康を守ることはもちろん、万が一の時でも住民が安心できる体制を確立することが重要である。診療所は町内唯一の公的医療機関であり、保健・介護・福祉部門と連携し効率的なサービスを提供できる体制を堅持する。</p> <p>また、施設の長寿命化対策として定期的な点検を実施し、計画的かつ善良な施設の維持管理に努めていく。</p> <p>離島・へき地医療支援センターや病院企業団、長崎医療センター等との連携により、離島常勤勤務医師の確保に努める。また、各大学病院から研修医を受入れるなど将来の地域医療の医師確保に繋げていく。</p> <p>看護師等の医療従事者確保については、町奨学金制度の活用を推進するとともに、医療従事者の確保を図るため情報発信等を積極的に実施する。また、看護師など医療従事者用の住宅を新たに整備し住環境の確保を図る。</p> <p>早期診断や救急医療に対応できる医療機関として、また、住民の健康維持と疾病予防を図るため、年次計画により各種医療器械等の購入や更新を行う。</p>

現況と問題点	その対策
<p>【専門外来の継続】</p> <p>専門外来として整形外科、精神科、小児科、肝臓外来を月1回、眼科を2か月に1回、泌尿器科を3か月に1回実施し、患者の負担軽減に寄与している。</p> <p>一方で循環器外来についてはRIMCAS（ヘリ運航）の運航回数の変更より令和7年度から実施できない現状となっている。今後も関係医療機関の協力を得て継続していく必要がある。</p> <p>また、医療DXの推進の観点から遠隔医療について関係医療機関と協議を行い、今後必要に応じて医療機器等の整備を図る必要がある。</p>	<p>専門診療は、島外の医療機関を受診している現状にあり、患者の負担が大きいことから、現在の専門科外来は継続しつつ、町民のニーズに対応した科目の見直しの検討が必要である。</p> <p>また、医療DXの推進を図るため遠隔医療について関係医療機関と協議を行い、必要な医療機器の整備を行っていく。</p>

施 策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療機器整備事業 ・超音波診断装置購入（エコー） ・ベッドサイドモニター購入 ・電子カルテシステム一式購入 ・解析付き心電図購入 ・セントラルモニタ購入 ・多項目自動血球分析装置購入 ・血圧ガスシステム購入	町	
		医療従事者住宅建設事業 ・木造1階建 4戸 ・設計監理業務一式	町	
		在宅患者巡回車購入事業 ・在宅患者巡回車 1台	町	
	(3) 過疎地域持 続的発展特別事 業 自治体病院	専門医外来確保事業 ・専門診療を受診するため町外に出る住民の負担軽減のため、整形外科、精神科、泌尿器科、眼科、循環器科、肝臓の専門医を招聘する。また、新たに遠隔医療についても検討する。	町	
		医師代診確保事業 ・町内唯一の公的医療機関である診療所の常勤医師の負担軽減と、出張や休暇等で不在になる場合の代診のために医師を招聘する。その際の謝礼・旅費補助を行う。	町	
		医療保健技術者養成事業 ・医療保健技術者等の資格を取得しようとする者に対し、卒業後に町施設への勤務を条件に、学資の一部を補助し医療保健技術者の確保を図る。	町	

現況と問題点	その対策
<p>【学校教育】</p> <p>本町では、児童生徒数の減少や特別支援学級・通級教室の広がりに伴い、教育水準の維持をすることが難しく、教職員等の定数確保が課題となっている。</p> <p>また、本町唯一の高校である北松西高校の生徒数が、第三期長崎県立高等学校改革基本方針に示す適正な学校規模の基準として望ましい人数としている『第一学年の在籍者数 10 人以上』に満たなくなることは、学校の存続問題、ひいては人口減少問題に大きく影響する重大な問題である。</p> <p>これからの予測不可能な時代を生き抜くためには、「社会変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら未来を切り拓いていく力」が求められており、実現に向けた授業改善を通して資質・能力を身につけさせる必要がある。</p> <p>離島という地理的隔離性から部活動を始めたスポーツ活動に制限がかかる状態が続いている。</p> <p>ICT教育については、タブレット等機器の整備はされているが、機器のリプレースを令和9年度に迎え、更新を行う必要があり、今後は更に積極的な活用が望まれる。</p> <p>学校施設では全体的に施設の老朽化が進んでおり、消耗部材の劣化等による雨漏りや壁面への亀裂等が発生している。主な施設は小中学校校舎、小値賀小学校プール及び付属棟並びに体育館、小値賀中学校体育館、各教員住宅があげられる。</p> <p>【社会教育】</p> <p>生涯学習については、充実した生涯学習活動の</p>	<p>多様な進路希望を持つ子供たちの夢の実現が図れる教育環境を構築するため、平成20年度から小中高一貫教育に取り組んでいる。</p> <p>ふるさと（離島）留学事業により離島留学の魅力を発信するとともに、小学校から高校までの児童生徒を確保する。</p> <p>また、多様な児童生徒に向き合うため、学校支援員等の配置を含め、教育水準の確保に努める。</p> <p>「北松西高校魅力化推進事業」による、高校の魅力向上と生徒数の増加につながる事業に対する費用を補助し、存続に向けた取組みを行う。</p> <p>コミュニティ・スクールの推進をしながら「地域と共にある学校」づくりを進めることで、地域と学校が一体となりながら、「ふるさとに誇りを持ち、心豊かにたくましく、地域を愛する子ども達」の育成を図る。</p> <p>児童生徒の持続的なスポーツ活動を構築するため、保護者の関わりを促進しながら、部活動の地域移行を進め、離島という地理的隔離性の是正を図るために遠征費用等への助成を行い、他地域との交流によりたくましく・豊かな心を持った児童生徒の育成を図る。</p> <p>ICT教育の推進を目指して、ICT支援員等を活用し、ICT教育の充実を図る。</p> <p>また、ICT機器のリプレースを行いICT教育の環境整備に努める。</p> <p>計画的な改修に努め、安全安心な学校生活環境を確保する。</p> <p>地域の実情にあった生涯学習活動の提供と自主</p>

現況と問題点	その対策
<p>展開に努める必要がある。</p> <p>社会教育施設を有効に活用して、生涯学習推進体制の充実、情報の収集と提供を行い、各世代の生活スタイルに対応した事業に取り組む必要がある。また、住民の健康づくりと健康の維持に寄与するため、生涯を通じてスポーツに親しむ環境づくりの構築が必要である。</p> <p>その活動の中核的役割を果たしている総合運動公園施設は整備後 30 年、離島開発総合センターは整備後 50 年を経過し、施設の老朽化が著しく進み、今後建替えや改修等が必要になっている。</p> <p>また、現在のふれあいプラザ（図書館）は、平成 3 年度に町立幼稚園として建設され、平成 20 年度に一部改修後、移転している。生涯学習活動推進における中核施設として図書館サービスを展開しているが、施設の老朽化が進行しており、快適で安全な読書環境の維持のため、改修等が必要となっている。</p> <p>町内には、地区集会所（住民町内には、地区集会所（住民センター）として、属島も含めて木造の集会所のほかに鉄筋コンクリート造りの集会所が 5 棟ある。いずれも昭和 56 年以前に建造された物であり、40 年以上を経過しているが、地区住民のコミュニティの拠点として利用されていることや避難所としての位置付け等もあることから、施設の建替え・改修等その安全性の確保と有効な活用が求められる。</p>	<p>生涯学習活動団体の育成を図り、住民の生涯にわたる学習意欲の向上と生きがい作りの促進に努める。</p> <p>社会教育施設については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、施設毎や地域全体の整備計画とも照らし合わせて、計画的な改修等を行っていく。</p> <p>文化・情報の発信拠点として、「開かれた町立図書館」を目指し、多種多様化する住民ニーズに対応した図書館機能の充実を図る。</p> <p>各地区のコミュニティ維持の拠点と災害時の避難所として位置づけられている地区もあり、集会所（住民センター）については、個別施設計画に基づき改修または建替えを行い、各地区のコミュニティ活動の場を確保する。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	小中学校校舎改修事業	町		
		校舎			小値賀小学校体育館改修事業
		屋内運動場			小値賀中学校体育館改修事業
					町立体育館照明耐震・LED化事業
		水泳プール			小値賀小学校水泳プール更新事業
		教職員住宅			教員住宅改修事業
		寄宿舎			ふるさと留学学生寮整備事業 ・入寮型留学生の受け入れ施設として学生寮を建設し、島暮らし体験を行いながら自立、協調、共同といった集団生活に必要な学びをとおして「生きる力」を育てる。
	(3) 集会施設、体育施設等	集会施設	斑地区住民センター新築工事	町	
			納島地区住民センター新築工事		
			柳地区住民センター改修（新築）工事		
			浜津地区住民センター改修（新築）工事		
		体育施設 図書館 その他	中村地区住民センター改修工事		
			総合体育館改修工事		
			ふれあいプラザ(図書館) 改修工事		
			小値賀町離島開発総合センター改修工事		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ	北松西高校魅力化推進事業	北松西高校魅力化推進事業 ・北松西高校の存続のため、生徒数の増につながる魅力ある授業を実施するための事業費を支援する。	町	
			ふるさと留学推進事業 ・地域の魅力を広く発信し、ふるさと留学生（離島留学生）の誘致を図り、児童・生徒を確保する。	町	
		小値賀小中学校ICT教育推進事業	小値賀小中学校ICT教育推進事業 ・ICTを活用した教育を推進し、児童生徒の情報社会への適応につなげるとともに学力向上に資する。	町	
			部活動等対外遠征費補助 ・対外試合参加のため、本土までの旅費等の経費を支援する。	町	
			ふるさと留学寮運営事業 ・ふるさと留学生（離島留学生）寮（寄宿舎）を運営し、児童・生徒を確保する。	町	

持続的発展施策区分：9. 集落の整備

現 況 と 問 題 点	そ の 対 策
<p>【集落の活性化】</p> <p>高齢化と少子化が進行する中で、各地域の担い手となる層の人口が非常に少なくなっており、集落によっては、限界集落となる恐れのところが出てきている。</p> <p>地域づくりの基本は、「人づくり」を理念に、各集落の担い手となりうる人材を育成、確保していくことが重要な課題となっている。</p> <p>地域おこし協力隊事業等を活用するなど町外からの新たな人の流れを作ることで集落の再生事業等を展開する必要がある。</p>	<p>地域おこし協力隊事業等を活用した、新たな人の流れを実現し、外部からの視点や行動力を新たな集落の力にする集落再生事業等を推進する。</p>

現況と問題点	その対策
<p>【文化財】</p> <p>本町の人類定住の歴史は古く、縄文時代から江戸時代、近・現代まで連綿と続く生活の痕跡を遺跡や歴史資料から見ることが出来るが、これらの有形・無形の文化的な遺産が、過疎化とともに消滅していく傾向が見られる。史跡は、山林の中に所在するものも多いが、管理面では草木の伐採に留まっている。</p> <p>また、近年では、小中学生を対象とした史跡探訪授業の取組などを実施していることと、ツアーガイドによる観光客の増加も見込まれることから、普及啓発のソフト面での充実が必要である。</p> <p>このため史跡等の整備のほか、発掘された遺物、資料等を再度整理する必要がある。</p> <p>【重要文化的景観保存活用事業】</p> <p>世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「野崎島の集落跡」とも範囲が重なる、国選定重要文化的景観「小値賀諸島の文化的景観」は、従来の文化財とは異なり、ある一定範囲における景観の変化を許容しながら、価値の保存を図る必要がある。</p> <p>野崎島の文化的景観を保全するに当たって、最大の問題は常住人口不在で、集落が崩壊していることである。そのため、野崎島の文化的景観の保全、活用は、地域が一体となって取り組んでいく必要がある。また、「小値賀諸島の文化的景観」として、小値賀島の一部及び大島、宇々島の全域も選定されており、保存活用が必要である。</p> <p>【芸術文化振興事業】</p> <p>本町には40年以上の歴史を持つ文化団体のほか伝統芸能保存会等が活動するなど、以前から文化活動が盛んに行われている。しかし近年、過疎化・少子高齢化に伴い、会員の減少や後継者不足が深刻な問題となっている。また、外海離島という地理的環境からプロ等によるいわゆる「本物の芸術文化」を鑑</p>	<p>地域の有形・無形の文化的な遺産を後世に引き継ぐことは、住民の主体性や自信となり郷土愛の醸成につながるため、国が奨励する文化財地域計画の策定を通して、住民皆が地域振興や観光振興にも重要な要素であるという共通認識のもと地域づくりを推進する。また、文化的な資料の整理、解説板、保管する施設等の整備・改修を計画的に行っていく。</p> <p>島ごとに異なる文化的景観の魅力発信に努め、各種課題解決に向けた事業を推進する。</p> <p>また、重要文化的景観選定区域内の町指定有形文化財の保存・改修を計画的に行っていく。</p> <p>町民憲章で謳っている「香り高い文化の町」を目指し、歴史ある文化団体の継続的な活動を支援していく。</p> <p>また、郷土芸能保存会活動の継続と伝承事業を推進する。</p> <p>本物を体験する機会として、青少年芸術鑑賞事業</p>

現況と問題点	その対策
<p>賞するには、時間的・経済的に大きな負担がかかるため、その機会は著しく少ない状況にある。</p> <p>昭和 53 年に「小値賀町郷土誌」(第 2 次)が発行して以来 40 年が経過しており、その後、新たな史実が出てきており、本町の歴史を後世に継承するためにも、第 3 次の郷土誌改訂に取り組む必要がある。</p>	<p>(青少年劇場、おぢか舞台鑑賞事業)を継続する。</p> <p>歴史・文化を継承していくため、郷土誌(第 3 次)編纂委員会を組織し、編纂・発行を進める。</p>

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	芸術文化振興事業 ・「文化講演会」「音楽フェスティバル」「青少年劇場」「アー ティストインアイランド」「おぢか舞台鑑賞事業」等、各種 芸術文化振興事業を実施する。	町 民間	
		重要文化的景観保存活用事業 ・ 保存活用に関する各種事業 「保存計画」ならびに「整備活用計画」に掲げた各種事業を 推進するとともに、さらなる充実を図るため両計画書の 改定に取り組む。 ・ 野崎島石垣保存事業 集落跡を構成する石垣の中には、シカやイノシシの獣害や 豪雨災害によって崩落等き損が発生している事例が多い。 これらの発生を未然に防ぐ対策を検討するとともに、き損 が発生した石垣に関しては、伝統的な技法による積み直し を行い、価値の保存を図る。 ・ 修景・整備事業及び整備事業補助 国の重要文化的景観区域の修景・整備を進めるとともに、 個人所有物件への修景等については指導助言を行い、あわ せて事業費への財政的支援を行う。	町	
	(3) その他	野崎島沖ノ神嶋神社関連史跡調査事業 ・ 704 年に創建されたと伝わる古社で古代より海上交通の 守護神として信仰される沖ノ神嶋神社について、発掘調査 等を実施し、保存活用につなげる。	町	
	野崎島神官屋敷保存活用事業 ・ 野崎島神官屋敷の保存活用を通して野崎島が持つ歴史文化 の発信に努める。	町		
	野崎島神官屋敷改修事業	町		
	商家尼忠東店改修事業	町		
	旧小西家住宅保存修理事業 ・ 昭和 6 (1931) 年に建築された町の近代建築を代表する旧 小西家住宅について保存修理を実施する。	町		
	小値賀町歴史民俗資料館収蔵庫建設事業 ・ 資料収蔵庫を新たに建設し、文化財の適正管理を図る。	町		
	小値賀町郷土誌改訂事業 ・ 昭和 53 年発行の「小値賀町郷土誌」の改訂を行う。	町		

持続的発展施策区分：11. 再生可能エネルギーの利用の推進

現況と問題点	その対策
<p>離島である本町は、四方を海に囲まれ、高い山もなく、冬には特有の北西の季節風が吹く等、自然環境の厳しさを風力発電、潮力発電等に利用する条件に適していると思われる。</p> <p>今後、本町においても自然エネルギーの利活用の可能性について調査、研究していく必要がある。</p>	<p>町内で消費する電力を自前で発電できる「電気の地産地消」体制について研究を行い、その可能性について検証する。</p>

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
1 移住・定住 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 地域間交流	長崎おぢか国際音楽祭開催費補助金 ・世界で活躍する一流のアーティストを招き、西海の小さな島でのオンリーワンの音楽祭を目指し、本町の持つ豊かな自然と人情味あふれる住民性を広くPRし、また、全国から集まる受講生の演奏レベルの向上と講師・受講生・住民との国際交流を進め、本町の交流人口の増大と活性化を図る。	実 行 委 員 会	交流人口が増大することで、町の活性化が見込まれる。
		しま魅力共感発信プロジェクト ・外部人材の活用で町の魅力を情報発信し、交流・関係人口を増加させる。	町	若年層向けに島の魅力をPRすることで、関心喚起→問い合わせ→来訪・移住という導線を確立する。
		マスコットキャラクター展開事業 ・小値賀町のマスコットキャラクターである「ちかまる君」「はなちゃん」を活用して町内外の各種イベント等でPR活動を行う。	町	ゆるキャラの認知度があがることにより、地域のPRにつながり、経済効果や観光客の増加につながる。
		小値賀町担い手公社活動費補助 ・担い手確保育成事業に対して支援を行い、農業従事者の高齢化や担い手不足の解消を図る。	担い手 公 社	担い手不足を解消することで、産地及び集落環境の維持・発展が図られる。
2 産業の振 興	(10) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 第1次産業	小値賀町農業後継者対策支援制度 ・農業大学校に進学し、卒業後に就農を希望しているものに対して支援し、後継者の確保を図る。	町	後継者の確保を図ることで、産地及び集落環境の維持・発展が図られる。
		特産品開発支援事業 ・未利用低利用等の農水産物を活用した特産品開発に対して支援を行い、農業者漁業者の所得向上を図る。	民間	農業者漁業者の所得向上を図ることで、離職の抑制が見込まれ産地の維持が図られる。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興のつづ き	(10) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 の つ づ き 第 1 次 産 業	有害鳥獣被害防止対策事業 ・防護、緩衝帯設置、捕獲対策の事業を実施し、農作物への被害減少を図る。	町	農作物被害の減少を図ることで、営農意欲の増進・離農の抑制につながる。
		繁殖雌牛導入推進事業 ・畜産振興のため、繁殖雌牛導入への支援を行う。	町	繁殖雌牛の計画的な導入を推進することで安定した畜産経営を図る。
		基幹農道等除草業務委託事業 ・基幹農道等の除草作業を委託し、農道の適切な維持管理を図る。	町	農道の適切な維持管理を図ることで、集落環境の維持が図られる。
		堆肥製造施設管理運営委託事業 ・堆肥製造施設の管理運営を委託し、環境に配慮した農業を推進し、地力向上を図る。	町	地力向上を図ることで、農作物の品質向上が図られ、農業者の所得向上に寄与できる。
		土地改良施設管理運営委託事業 ・土地改良施設の管理運営を委託し、施設の適正な管理を図る。	町	施設の適正な管理を行う事で、安心して農業を営む環境を整備出来る。
		松くい虫防除事業（空中散布） ・松の防護のため、ヘリコプターによる散布を実施する。	町	松を防護することで、農作物や施設の防護が図られる。
		松くい虫防除事業（地上散布） ・松の防護のため、無人ヘリコプター及び動力噴霧器による散布を実施する。	町	松を防護することで、農作物や施設の防護が図られる。
		姫の松原樹幹注入事業 ・姫の松原の保護のため薬剤注入を実施する。	町	松を防護することで、農作物や施設の防護及び重要文化的景観の保全が図られる。
		防風林整備事業 ・台風等による自然災害から農産物や施設を防護するため、消失した林帯に植林し、防風林を再構築する。	町	防風林を再構築することで、将来の自然災害に対する備えとなる。

持続的 発展 施策 区分	事業名 (施設名)	事業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興のつづ き	(10) 過疎 地域持続 的発展特 別事業の つづき 第1次産業	県営防災林造成事業 ・台風等による自然災害から農産物や施設を防護するため、県営事業により海岸防風林の造成事業を実施する。	町	防風林を造成することで、将来の自然災害に対する備えとなる。
		燃油高騰対策（農業用・漁業用燃油の補助） ・離島である本町の燃油価格は本土と比較して高いため、主産業である農業・漁業の生産活動に大きな障害となっている。生産活動に要する燃油代の補助を行う。	町	生産者の経費負担軽減を図ることで、経営の安定化が見込まれ、産地の維持が図られる。
		離島流通効率化・コスト改善事業 ・離島である当町は、本土と比較すると海上輸送経費に多額の費用を要するため、生産者等の輸送コストに対する助成を行う。	町	生産者の経費負担軽減を図ることで、経営の安定化及び産地の維持が図られる。
		小値賀町漁業後継者育成事業 ・漁業の維持発展を図るため、後継者対策（漁業研修支援）を行う。	町	後継者の確保を図ることで漁業の維持・発展が図られる。
		新規漁業就業者経営サポート事業 ・漁船保険、漁業共済掛金支援 ・機器類の修繕費補助	町	新規漁業就業者の経営を支援することで、離職を防止し、漁業の維持・発展が図られる。
		ひとが創る持続可能な漁村推進事業 ・就業希望者への漁業技術研修	町	後継者の確保、育成により漁業の維持・発展が図られる。
		離島漁業再生支援交付金等 (漁業再生に関する取り組みへの支援) ・輸送、生産資材の取得など、販売・生産の面で不利な条件にあり、就業者の減少や高齢化の問題等厳しい状況にある離島漁業の再生を図るため、漁場の生産力の向上や漁業の再生に関する実践的な取り組みに対する支援を行う。また、新規就業者が使用する漁船のリース料について、その一部を支援する。さらに、雇用機会の拡充や安定的な漁業経営の確保等を図るための海業全般に対する支援を行う。	集落	地域資源である漁場の生産力向上を図り、地域特性を最大限に活用し漁村の活性化につなげる。また、後継者の確保を図り、将来の地域漁業を担う人材育成を図る。更に雇用機会の拡充に対する支援により、海業の維持・発展を図る。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興のつづ き	(10) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 の つ づ き 第 1 次 産 業	あわび館運営管理委託事業 ・水産物及び農産加工品などの地域特産物の販売を促進する。 ・水産加工場の運営により、新たな水産加工商品の製造・販売を行う。 ・地域コミュニティ施設として、町内外からの利用を促進し、地域間交流を図る。	町	地域産物の製造・販売等を促進し、地域コミュニティ施設としての機能を維持することにより漁村の活性化が図られる。
		藻場再生事業 ・藻食性生物の駆除や母藻の投入、食害防止網の設置等、あらゆる藻場の回復対策を推進する。	町	藻場の回復対策を実施することで、漁獲高の向上が見込まれ漁業の維持・発展が図られる。
		水産経営安定対策事業(漁船エンジンのオーバーホール等への支援) ・漁業者の維持、確保育成のため、漁船エンジンのオーバーホール等への助成を行う。	町	漁業者の維持、確保育成が見込まれることで、漁業の維持・発展が図られる。
		商工会運営費補助金 ・小値賀町商工会の安定的経営のため支援を行う。	商工会	商工会の運営費を補助することにより、商工業の振興と活性化が図られる。
		商工業経営資金利子等補給事業 ・金融機関からの融資に係る利子及び信用保証料の補助を行う。	町	商工業者の金融機関からの資金調達を容易にすることで産業の健全な発展及び設備投資等の円滑化が図られる。
		雇用機会拡充事業 ・雇用機会の拡充を図り、有人国境離島地域の持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることで、地域社会の維持を目指す。	町	創業・事業拡大に対する支援をすることで商工業の事業継続につながる。
		地産地消推進事業費補助金 ・小値賀町地産地消推進計画及び食育推進計画に基づき「かーちゃんの会」が行う地産地消推進事業に対する助成を行う。	かー ちゃん の会	郷土料理教室等を通して地元産品の消費拡大が図られる。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興のつづ き	(10) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 の つ づ き 商工業・ 6次産業化 観光	五島列島おもてなし協議会事業負担金 ・「五島列島おもてなし協議会」の着地型旅行 商品開発・販売及び観光関係者スキルアップ等事業費及び事務局費に対する負担金	五 島 列 島 お も て な し 協 議 会	五島列島全域で一体的な観光客誘致の取り組みにより観光客の増加が図られる。
		観光地域ブランド確立支援事業負担金 ・「海風の国」佐世保小値賀観光圏事業にかかる、観光地域づくり事業費及び事務局費に対する負担金。	観 光 コ ン ベン シ ョ ン 協 会	佐世保市と連携した観光客誘致の取り組みにより、観光客の増加が図られる。
		観光基盤整備事業 ・観光推進のために必要な受入態勢等基盤整備を行う。	町	観光客の受入態勢を整備し、観光客の増加を図る。
		観光ワンストップサービス体験創出事業 ・観光客に対する体験の手配やニーズに応じた旅行のコーディネートを行い、観光客の長期滞在を促す取り組みを実施する。	町	観光客のニーズに応じた旅のコーディネートを行うことより、観光客の長期滞在につながる。
		観光パンフレット等印刷費 ・観光パンフレットの作成及び印刷費用	町	観光パンフレットの作成によりわかりやすい観光情報の発信が図られる。
		観光振興事業費補助金（おもてなし体制整備） ・施設の維持管理	町	施設の維持管理費の補助を行うことにより観光客誘致の整備が図られる。
		野崎島鹿調査事業 ・野崎島に生息する鹿の頭数調査を行う。	町	生息数を定期的に把握し、自然環境の保全を図る。
		滞在型観光促進事業負担金 ・長崎県「しま旅滞在促進事業」に対する負担金	町	地域の魅力を生かした旅行商品の販売促進等を通じて滞在型観光推進が図られる。
		夏まつり大会運営費補助金 ・夏まつり大会開催に係る補助	商 工 青 年 部	住民及び帰省客の交流人口の増加と地域活性化が図られる。
		野崎島グリーンスローモビリティ導入事業 ・野崎島に新たに導入する車両の購入費他、	町	住民及び旅行客の交流人口の増加と地域

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
2 産業の振 興のつづ き	(10) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 の つ づ き	関係設備の整備費用		活性化が図られる。
		西九州させば広域都市圏形成事業 ・させば広域都市圏の周遊観光を推進	町	圏域内の連携都市が 有する観光資源を結 びつけることで、地域 の魅力向上の相乗効 果により周遊観光の 推進が図られる。
4 交通施設 の整備、 交通手段 の確保	(9) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 公共交通	小値賀交通（株）運行費補助金 ・社会福祉協議会の空白地有償運送と統合 し、デマンド化による効率的な運行体制を 構築する。	小値賀 交通(株)	自家用車を持たない 住民等が移動しやす い環境が整備する ことが出来る。
		公共交通空白地有償運送事業費補助金 ・一般向け移送サービスについては、小値賀 交通(株)に統合し、福祉運送については、社 会福祉協議会に継続して補助することで、 町全体の交通空白の解消を図る。	民間	公共交通を利用困難 な高齢者及び障がい 者等の外出の利便性 が図られる。
		空港利活用事業 ・航空会社や関連企業との協議の場を 設け、施設や空間のスペースを活用して のイベント等の実施など活性化を図る。	町	県や関係機関と連携 し空港を利活用する ことで、交流人口の増 加や新しい物流の可 能性を見出し住民生 活の向上が図られる。
5 生活環境 の整備	(7) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	小値賀町空き家解体費補助 ・危険家屋である空き家に対し、解体費の一 部を助成する。	民間	本事業の実施によっ て、危険家屋の倒壊に よる危険性の回避が 期待できる。
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増進	(8) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 児童福祉	子育て支援事業 ・人口減少対策及び子育て支援策の一環と して、乳児・幼児の保育料を支援し、子育 て家庭の経済的な助成をする。 ・「子育て世代包括支援センター」を設置し、 不妊に関する相談事業、妊娠期及び産前産後 の母子保健事業、乳幼児の発達相談等の子育 てに関するトータルサポートを行う。	町	保育料を支援するこ とにより、経済的にも 住みやすい町を実現 することで、子育て世 帯の定着及び増加に つながる。また、妊産 婦・乳幼児等に対して 包括的な支援を行い、 子どもを産み・育てや

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増進 つづき	(8) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 つづき 高齢者・障害 者福祉			すい環境を整備する ことで、出生率の向上 が図られる。
		生きがい活動支援デイサービス事業 (特定高齢者に対する単独の福祉サービス) ・高齢化率 50%を超える中、介護保険で自立 と認定された者及び同レベルの者に対し て、介護予防のための通所サービスを行な い、元気で生きがいに満ちた「活動的な 85 歳の実現」を目指しつつ、高齢者が明るく 社会参加できるまちづくりを展開する。	町	高齢化や独居老人の 割合が高くなる中、通 所によるサービスを 提供することによっ て、これらの者の生活 の助長、社会的孤立感 の解消、心身機能の維 持向上を図り、高齢者 が安心して暮らせる 地域づくりを推進す ることができる。
		活きいき敬老パス事業 ・75 歳以上の高齢者が利用する公共交通機 関 (バス・渡船) の利用料の無料化を図る。	町	小値賀交通、小値賀町 営船の運賃を助成す ることで、外出の頻度 を増やし、高齢者が心 身の健康を保ち、積極 的に社会活動に参加 することが出来るよ うになる。
		食の自立支援事業 (配食サービス) ・高齢化の進行により食事を作るのが困難に なった高齢者世帯等が増えつつある。その 対策として、健康づくりと介護予防のため にバランスをとれた食事の提供が課題で ある。介護保険サービスの対象外となる高 齢者に対し、地域住民及び民生委員からの 情報とケアマネージャー・保健師・管理栄 養士等の助言により地域包括支援セン ターが調査のうえ、配食サービスを実施 し、安否確認と栄養状態悪化による要介護 状態移行の予防を行う。(週平均 2 回) (10 名弱×週 1 回~4 回×4 週×12 月≒960 食)	町	自宅で料理をするこ とが困難となった高 齢者にバランスをと れた食事を提供す ることにより、栄養状 態悪化による要介護 状態への移行の予防 となり、高齢者が安 心して暮らせる地域 づくりを推進する。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
6 子育て環 境の確保、 高齢者等 の保健及 び福祉の 向上及び 増進の つづき	(8) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 の つづき 高齢者・障害 者福祉	小値賀町社会福祉協議会補助金 ・社会福祉協議会職員の人件費及び運営費の 一部を補助。また、小値賀町から社協へは 老人会、民生委員・児童委員、母子会等の 運営事務を移管しており、介護保険の在宅 サービス事業についても実施している。	町	社会福祉協議会へ人 件費及び運営費の助 成を行い、経営の健 全化を図ることで、 住民への福祉サービ スが図られる。
		人工透析患者通院交通費補助事業 ・腎臓機能の障がいにより人工透析療養法の 適用を受けている人工透析患者の町外医療 機関への通院に要する交通費等を助成し、経 済的な負担の軽減を図る。	町	人工透析療養法の適 用者に対し、町外の医 療機関へ通院する交 通費等の補助金を支 給することによって 経済的な負担の軽減 を図り、福祉の増進に 努めることができる。
7 医療の確 保	(3) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 その他 自治体病 院	専門医外来確保事業 ・専門診療を受診するため町外に出る住民 の負担軽減のため、整形外科、精神科、泌尿 器科、眼科、循環器科、肝臓の専門医を招聘 する。また、新たに遠隔医療についても検討 する。	町	専門医による診察を 通すことで適切な医 療提供が可能となり、 地域での安心した生 活につながる。
		医師代診確保事業 ・町内唯一の公的医療機関である診療所の 常勤医師の負担軽減と、出張や休暇等で 不在になる場合の代診のために医師を招 聘する。その際の謝礼・旅費補助を行う。	町	代診の医師の確保は、 安定した地域医療を 堅持するとともに、医 師の地域への定着に も期待できる。
		医療保健技術者養成事業 ・医療保健技術者等の資格を取得しようと する者に対し、卒業後に町施設への勤務を 条件に、学資の一部を補助し医療保健技術 者の確保を図る。	町	医療保健技術者を確 保することで安定し た地域医療を堅持し、 地域での安心した生 活につながる。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
8 教育の振 興	(4) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 義務教育	小値賀小中学校 I C T 教育推進事業 ・ I C T を活用した情報教育を推進し、児童 生徒の学力及び情報活用能力の向上に資 する。	町	I C T 教育の推進に より、次代の担い手と なる児童生徒の情報 教育を充実させ、今後 の予測困難な時代を 乗り越える力を育成 する。
		北松西高校魅力化推進事業 ・ 北松西高校の存続のため、生徒数の増に つながる魅力ある授業を実施するための 事業費を支援する。	町	町内唯一の高校を存 続させることは、町の 人口対策、引いては存 続を揺るがす大きな 問題であり、積極的な 取り組みが必要である。
		部活動等対外遠征費補助 ・ 対外試合参加のため、本土までの旅費等の 経費を支援する。	町	遠征機会の確保は、児 童生徒の連帯感と責 任感及び協調性を育 み、将来の社会生活に 必要な人間形成に貢 献するものである。
		ふるさと留学寮運営事業 ・ ふるさと留学生（離島留学生）寮（寄宿舎） を運営し、児童・生徒を確保する。	町	児童・生徒を確保する ことで、小値賀の教育 の充実と向上を図る とともに、関係人口の 創出につなげる。
		ふるさと留学推進事業 ・ 地域の魅力を広く発信し、ふるさと留学生 （離島留学生）の誘致を図り、児童・生徒を 確保する。	町	児童・生徒を確保する ことで関係人口の創 出につなげる。
10 地域文化 の振興等	(2) 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業	芸術文化振興事業 ・ 「文化講演会」「音楽フェスティバル」「青少 年劇場」「シネマ上映会」「アーティスト インアイランド」「おぢか舞台鑑賞事業」 等、各種芸術文化振興事業を実施する。	町 民間	離島地域にあって、本 物の芸術を体験する 機会を提供し、文化の 振興を図り、町民憲章 に謳われる「香り高い 文化の町」づくりに取 組む。

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備 考
10 地域文化 の振興等 つづき	(2) 過 疎 地域持続 的発展特 別事業 のつづき	<p>重要文化的景観保存活用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保存活用に関する各種事業 「保存計画」ならびに「整備活用計画」に掲げた各種事業を推進するとともに、さらなる充実を図るため両計画書の改定に取り組む。 ・ 野崎島石垣保存事業 集落跡を構成する石垣の中には、シカやイノシシの獣害や豪雨災害によって崩落等き損が発生している事例が多い。これらの発生を未然に防ぐ対策を検討するとともに、き損が発生した石垣に関しては、伝統的な技法による積み直しを行い、価値の保存を図る。 ・ 旧野首教会保存修理事業 明治 41（1908）年に建立され、老朽化が進む旧野首教会の保存修理を行う。 ・ 修景・整備事業及び整備事業補助 国の重要文化的景観選定区域の修景・整備を進めるとともに、個人所有物件への修景等については指導助言を行い、あわせて事業費への財政的支援を行う。 	町	<p>国選定重要文化的景観「小値賀諸島の文化的景観」は、ある一定範囲における景観の変化を許容しながら価値の保存を図る必要があるため、町が一体となって取り組むことで、未来に向けた保存・活用を行うことができる。</p>
		<p>野崎島沖ノ神嶋神社関連史跡調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 704 年に創建されたと伝わる古社で古代より海上交通の守護神として信仰される沖ノ神嶋神社について、発掘調査等を実施し、保存活用につなげる。 		町